

鳥取県人権施策基本方針
—第3次改訂—

別冊資料編

平成28年9月

目 次

人権施策基本方針第3次改訂のフォローアップ . . .	P1
人権施策基本方針第3次改訂に係る具体的施策 . . .	P6
人権関係年表 . . .	P42

人権施策基本方針第3次改訂のフォローアップ

目標

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会の実現」



この目標達成度を測るため、主となる指標を定め、その他いくつかの補助的指標を定める。

【主となる指標】

鳥取県人権意識調査の「職場、学校、家庭、地域などにおいて、周りの人も含めた一人ひとりの人権が守られていると思うか」の設問に対して、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答する人の合計を限りなく100%に近づける。

※H26県人権意識調査「そう思う(10.0%)」「どちらかと言えばそう思う(41.3%)」合計51.3%

【補助的指標】

- 1 上記の目標に関連すると思われる鳥取県人権意識調査結果
- 2 個別の人権分野に係る計画・調査等に定める指標

1 鳥取県人権意識調査結果

単位：%

設 問	過去の状況	現状	備考
過去5年間ぐらいの日常生活の中で、差別や人権侵害を受けたと思ったことがある(よくある、たまにある)	H23 17.2	H26 16.8	
人権問題に関する啓発物を読んだり見たりしたことがある(積極的に及びときどき読んだり見たりしている)	H23 58.6	H26 55.6	
過去5年間に人権問題に関する講演会や研修会、地域の学習会等に参加したことがある	H23 49.2	H26 52.6	参考 (前は過去3年間の状況調査)

備考欄：参考＝設問文、選択肢の文言の一部が前回と比べ異なっている

2 個別の人権分野に係る計画・調査等に定める指標

別紙参照

別紙

	小目標	主な指標	単位	現状		実績			計画に目標値が設定されているもの	参考(元資料)	関係課	
						25	26	27				
1 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の機会均等の確保 ・差別事象等への対応 ・関係団体との連携 	過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがある	%	H26	18.6	—	18.6	—	—	鳥取県人権意識調査	人権・同和対策課	
		差別的な発言や行動を見聞きしたとき、差別に気づき、間違っていることを説明した	%	H26	19.9	—	19.9	—	—	鳥取県人権意識調査	人権・同和対策課	
		未婚の子がいると仮定して、その子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合の対応(同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する)	%	H26	48.7	—	48.7	—	—	鳥取県人権意識調査	人権・同和対策課	
		家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、物件が同和地区にあった場合、条件があればこだわらない	%	H26	44.8	—	44.8	—	—	鳥取県人権意識調査	人権・同和対策課	
		人権啓発推進員設置企業数	事業所	H27	2610	2507	2541	2610	平成30年度までに2,700	鳥取県労働局報告件数	労働政策課	
2 男女共同	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的役割分担意識の見直し ・性別による不平等感の解消 ・女性の方針決定過程への参画 ・男女が共に仕事、家庭、地域活動を担う ・暴力の被害者・加害者の発生防止 	管理的地位に占める女性の割合 従業員10人以上の企業 (うち100人以上の企業)	①部長相当職	%	H27	12.8(13.2)	—	—	12.8(13.2)	H32年度までに25(30)%以上達成に向けた数値目標として、各役職段階に占める女性の割合の目安 ①15(15)%以上 ②20(20)%以上 ③30(35)%以上	企業の女性管理職登用等実態調査報告書 女性活躍推進課	
			②課長相当職	%	H27	17.4(18.2)	—	—	17.4(18.2)			
			③係長相当職	%	H27	25.4(26.1)	—	—	25.4(26.1)			
		「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	%	H26	11.5	—	11.5	—	—	鳥取県男女共同参画意識調査	女性活躍推進課	
		男女雇用機会均等法に関する相談(上段: マタハラ、下段: セクハラ)	件	H27	19 27	21 63	30 27	19 27	—	鳥取県労働局受理件数	労働政策課	
		過去1年間にドメスティックバイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	%	H26	1.4	—	1.4	—	—	鳥取県男女共同参画意識調査	女性活躍推進課	
3 障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの権利擁護 ・障害者差別解消法に基づいた取組 ・社会参加と雇用の推進 ・バリアフリー化・ユニバーサルデザインによるまちづくり ・特別支援教育の充実 ・精神障がいのある人に関する施策の充実 	法定雇用の達成率	(県)知事部局・企業局 病院局 教育委員会 警察本部	%	H27	2.95 2.3 2.75 2.61	2.39 2.6 1.83 1.99	2.65 2.43 2.54 2.62	2.95 2.3 2.75 2.61	2.3% ただし 教員委員会は 2.2%	鳥取県障害者プラン	人事企画課 病院局 教育委員会 総務課 警察本部
			民間企業	%	H27	1.99	1.77	1.88	1.99	H30年度:2.0%以上	鳥取県労働局集計	就業支援課
		わが町支え愛マップ取組自治会等数	箇所	H27	406	236	341	406	H31 600箇所	鳥取県元気づくり総合戦略	福祉保健課	

	小目標	主な指標	単位	現状	実績			計画に目標値が設定されているもの	参考(元資料)	関係課	
					25	26	27				
3 障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利擁護 ・障害者差別解消法に基づいた取組 ・社会参加と雇用の推進 ・バリアフリー化・ユニバーサルデザインによるまちづくり ・特別支援教育の充実 ・精神障がいのある人に関する施策の充実 	ハートフル駐車場協力施設数	施設	H27	692	602	679	692	700	将来ビジョン	福祉保健課
		登録手話通訳者数	人	H27	42	35	41	42	H35年度 65人	鳥取県手話施策推進計画	障がい福祉課
		就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	H26	17,179	17,090	17,179	※7月頃実績確定見込	H31年度 33,000円	鳥取県元気づくり総合戦略	障がい福祉課
		アート活動取組団体数	団体	H27	42	33	43	42	H31年度 50団体	鳥取県元気づくり総合戦略	障がい福祉課
		個別の教育支援計画の作成(公立幼、小、中、高)	%	H27	95.8	91	92.5	95.8	H28年度 100%	文部科学省 特別支援教育体制整備状況調査	特別支援教育課
		あいサポーター数	人	H27	292,684	207,742	246,015	292,684	H31年度 410,000	鳥取県元気づくり総合戦略	障がい福祉課
4 子どもの人権	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の主体者としての意識の育成 ・児童虐待の防止、早期発見・早期対応 ・世代を超えた貧困の連鎖を断つこと ・特別な支援を要する児童生徒の自立と社会参加 ・安心してインターネットを利用できる環境整備 ・いじめ、暴力、不登校の未然防止 	学校生活の満足度	%	H23	小2 93.9 小5 76.4 中2 78.3 高2 77.1	—	—	—	—	鳥取県青少年育成意識調査	青少年・家庭課
		子育て世代包括支援センターの設置数	実施市町村数	H27	4	—	—	4	H31 全19市町村	鳥取県元気づくり総合戦略	子育て応援課
		貧困世帯向けの子どもの学習支援事業の実施市町村数	実施市町村数	H27	8	4	5	8	H31 全19市町村	鳥取県元気づくり総合戦略	福祉保健課 青少年・家庭課 小中学校課
		いじめの1000人あたりの認知件数の推移	%	H26	8.7	2.4 (13.4)	8.7 (13.7)	8.1 (一)	全国平均を下回る ()全国平均	平成27年度第2回いじめ・不登校対策本部会議の資料	いじめ不登校総合対策センター
		不登校の出現率を低減させる	%	H26	小 0.45 中 2.65 高 1.34	小 0.42 (0.36) 中 2.31 (2.69) 高 1.66 (1.67)	小 0.45 (0.39) 中 2.65 (2.76) 高 1.34 (1.59)	小 0.50 中 2.75 (公立のみ)	全国平均を下回る ()全国平均	鳥取県教育振興基本計画	いじめ不登校総合対策センター
		登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合	%	H26	小 36.0 中 32.4	小 31.8 中 44.4	小 36.0 中 32.4	※9月頃実績確定見込	—	鳥取県の教育に関する大綱	いじめ不登校総合対策センター

	小目標	主な指標	単位	現状		実績			計画に目標値が設定されているもの	参考(元資料)	関係課
						25	26	27			
5 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 健康で生きがいを持ちながら暮らせる仕組みづくり 住民相互で支え合いながら暮らす地域づくり 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり 高齢者への虐待防止 	認知症サポーターの養成	人	H27	70074	53714	62212	70074	—	将来ビジョン	長寿社会課
		【再掲】わが町支え愛マップ取組自治会等数	箇所	H27	406	236	341	406	H31 600箇所	鳥取県元気づくり総合戦略	福祉保健課
		【再掲】ハートフル駐車場協力施設数	施設	H27	692	602	679	692	700	将来ビジョン	福祉保健課
		高齢者虐待件数 (上段:養介護施設従事者による、下段:養護者による)	人	H26	0 76	1 80	0 76	※11~12月 頃実績確定 見込	—	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果	長寿社会課
6 外国人	<ul style="list-style-type: none"> 多言語化等によるわかりやすい情報提供 相談体制の充実 国際理解教育の推進 在住外国人の意見聴取、施策へ反映 	外国人支援・相談窓口の設置	箇所	H27	19	16	19	19	H30 22箇所	将来ビジョン	交流推進課
		外国人旅行者の受入れ病院の確保	箇所	H27	2			2	H28 3箇所	—	医療政策課
7 病気	<ul style="list-style-type: none"> 病気に関わる人に対する理解 患者のプライバシーや、精神的負担軽減などの多様な相談への対応 プライバシーに配慮した医療環境の整備 	ハンセン病問題学習会	校	H27	17	18	17	17	—	—	健康政策課
		難病患者等の相談件数	件	H27	1098	392	1,106	1098	—	委託先:鳥取県難病相談支援センター	健康対策課
8 刑	刑を終えて出所した高齢者・障がい者の生活困窮や孤立による再犯の防止	地域生活定着支援センターにおける相談支援件数	件	H27	204	61	56	204	—	鳥取県地域生活支援センター業務実績	障がい福祉課
9 犯罪	相談・支援の充実	とっとり被害者支援センターにおける相談支援案件数	件	H27	49	47	55	49	—	委託先:とっとり被害者支援センター	くらしの安心推進課
10. 性的	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性の在り方についての理解と望ましい行動 採用時における差別解消 性的マイノリティへの配慮 	性的マイノリティに関する研修・講習会等	回	H27	1	3	1	0	—	—	人権・同和対策課

	小目標	主な指標	単位	現状	実績			計画に目標値が設定されているもの	参考(元資料)	関係課	
					25	26	27				
11.	生活困難 ・生活困難者への自立支援 ・就労支援 ・正規雇用に向けた就労支援	【再掲】貧困世帯向けの子どもの学習支援事業の実施市町村数	実施市町村数	H27	8	4	5	8	H31 全19市町村	鳥取県元気づくり総合戦略	福祉保健課 青少年・家庭課 小中学校課
12.	インターネット ・情報モラル教育の推進 ・インターネット上での人権侵害の対応 ・安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	情報モラル教育の実施	%	H26	小 100 中 98.3 高 100	—	小 100 中 98.3 高 100	—	100%	鳥取県教育振興計画	社会教育課
		家庭でのルールづくり	%	H27	小6 94.2 中2 90.3 高2 82.0	—	—	小6 94.2 中2 90.3 高2 82.0	—	平成27年度インターネットの利用に関するアンケート	社会教育課
13.	UD ・UD認知度向上 ・カラーUDの普及啓発 ・公共施設等のUD化の推進	ユニバーサルデザインの認知度(よく知っている)	%	H26	21.6	—	—	—	H32 50%	鳥取県人権意識調査	人権・同和対策課
14.	様々な ・女性や高齢者等に配慮した、避難所の円滑な運営 ・差別や偏見のない職場環境	避難所運営リーダーを養成する市町村職員の育成	市町村数	H27	—	—	—	—	H28 全19市町村	市町村職員向け研修会の実施	危機管理政策課
		【再掲】男女雇用機会均等法に関する相談(上段:マタハラ、下段:セクハラ)	件	H27	19 27	21 63	30 27	19 27	—	鳥取労働局受理件数	労働政策課

人権施策基本方針第3次改訂に係る具体的施策

1 同和問題

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
育英奨学事業	945,343	修学が困難である者に対し、育英奨学資金貸与	人権教育課
・市町村での小地域懇談会等への支援 ・PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファミリーーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
・とっとり県民カレッジ事業	5,778	市町村等が開催する人権講座の紹介、参加の促進(広報誌「生涯学習とっとり」、県民学習ネットで広報)	社会教育課
部落解放月間(7/10~8/9)	882	人権課題の解決に向け、県民への啓発活動を実施 ・人権・同和問題啓発ラジオ放送「輝け未来」 ・ポスター・リーフレットの作成・配布 ・市町村等との連携による街頭啓発活動の実施	人権・同和对策課
人権・同和問題講演会の開催	890	県内3地区(東・中・西)で一般県民を対象に講演会を実施	人権・同和对策課
身元調査お断り運動強調月間(9月)	-	・人権・同和問題啓発ラジオ放送「輝け未来」 「身元調査について」との題名で啓発を実施 ・県政だより9月号への掲載	人権・同和对策課
本人通知制度周知	-	・人権情報誌「ふらっと」の平成28年7月発行版に、本人通知制度についての紹介記事を掲載 ・本人通知制度の紹介を記載している「身元調査をしない させない 許さない」リーフレットを各種会議の場などを通じて市町村などへ配布	人権・同和对策課
宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取組	100	・宅地建物取引業者に対して業者研修会等での啓発の実施と指定人権研修受講済証の交付 ・宅地建物取引業団体との連携、パンフレット配布等による県民への啓発	人権・同和对策課

(2) 隣保館における相談機能等の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
隣保館運営費等補助金	246,442	隣保館等の活動に要する経費を支援(国1/2、県1/4、市町1/4)	人権・同和对策課

(3) 就労の支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
女性・中高年者就業支援事業	89,514	女性や高齢者等の就業支援と中小企業の人材確保の強化のために「ミドル・シニア」及び「レディース」仕事ぶらざを一体的に運営するため、県内3か所に「ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざ」を開設し、求職者と企業双方のニーズに合った職場開拓・マッチングを行うとともに、中小企業の人材確保に向けた取組を行う。	就業支援課
若年者就業支援事業	60,030	県内3地区に若年者の就業支援施設である「若者仕事ぶらざ」を設置し、それぞれに若年者就業支援員を配置して、若年者にきめ細かな相談等を行いながら職業意識の形成、職業人としての基礎的能力の習得を図り、早期就職・職場定着を促進する。	就業支援課
若年者就職・定着一貫支援事業	12,598	座学による就職基礎講座と職場での就労体験を組み合わせ、実際に就職した状況に近い体験を行うことで、就職に対する若年者の職業意識形成を促進する。	就業支援課

鳥取県ふるさとハローワーク運営事業	15,312	ハローワークが廃止された八頭郡、境港市の住民に対し、国・県・地元市町が協力して「鳥取県ふるさとハローワーク八頭・境港」を設置し、職業相談、職業紹介等の就労支援サービスを提供する。	就業支援課
企業内人権啓発推進事業	1,955	・就職選考における問題点と啓発指導についての情報交換、協議のため同和問題等雇用連絡協議会を2回(5月、1月)開催 ・企業人権啓発相談員(2名)が企業への推進員設置を呼びかけ。 H28年度目標値:216事業所(9事業所×12か月×2名)(参考:H27年度実績 216事業所) ・公正採用選考人権啓発推進員研修を開催 開催数:9回(3地区×3回(6月, 8月, 1月)) H28年度目標値:1,300人 (参考:H27実績参加者:1,266人)	労働政策課
小規模事業者等経営支援交付金	868,183	県内小規模事業者の経営改善に寄与することを目的に、商工会・商工会議所に配置する経営支援専門員等が行う、経営、金融、税務、経理、労務等の支援に要する経費を助成	企業支援課
集落営農体制強化支援事業	39,758	多様な形態による集落営農の組織化、機械施設の整備及び経営の多角化を支援し、将来に向けても集落農地を維持できる体制づくりを進める。	経営支援課

(4) 差別事象等への対応

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
差別事象検討小委員会の開催	287	差別落書き未然防止指針及び差別落書き対応要領に基づいた対応	人権・同和対策課
人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課
国への働きかけ	—	法改正など実効性のある防止策について国に働きかける。	人権・同和対策課

(5) 関係団体との連携

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
公益社団法人鳥取県人権文化センターとの連携	1,142	鳥取県人権文化センターの行う同和問題等に関する調査研究事業へ補助を実施	人権・同和対策課
鳥取県人権教育推進協議会との連携	4,697	・県内の社会人権教育活動を推進するため、人件費及び事業費を補助 ・人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の実行委員として参加	人権教育課

2 男女共同参画に関する人権

(1) 教育の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
男女共同参画の視点に立った人権学習事例集「ともにかがやく」の活用	-	人権教育主任研究協議会で活用を依頼	人権教育課

(2) 啓発・支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	「男女共同参画」をテーマにした放送を実施	人権・同和对策課
男女共同参画推進員設置費	1,132	男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進条例に基づいて設置された附属機関である男女共同参画推進員の活動に要する経費	男女共同参画センター
相談事業費	3,055	臨床心理士、弁護士等による専門相談及び「オトコの相談」並びに相談員研修に要する経費	男女共同参画センター
男女共同参画普及啓発事業(各種講座)	3,646	男女共同参画を進めるための理解やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成を実施	男女共同参画センター
男女共同参画普及啓発事業(活動支援)	2,297	・男女共同参画を進める団体等の活動支援を実施するとともに「学びのサロン」を開催してよりん彩と市町村の担当者の研修、連携の場を提供する。	男女共同参画センター
男女共同参画センター相談室設置費	15,989	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談(電話・面接による一般相談)に要する経費	男女共同参画センター
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和对策課

(3) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
女性活躍トップランナー事業	17,030	女性活躍に積極的に取り組む企業を拡大させるとともに、女性活躍推進法の円滑な実施に取り組む。 ・輝く女性活躍パワーアップ企業への支援 (女性活躍職場づくり助成金等事業、女性活躍アドバイザー派遣事業、育児休業復帰支援事業) [数値目標]パワーアップ企業の登録数91社(平成28年度末) ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進	女性活躍推進課

(4) 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
男女共同参画推進企業認定事業	11,069	男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、県内企業における男女共同参画の機運醸成を図る。 ・男女共同参画推進企業の認定 [数値目標]推進企業の認定数:600社(平成28年度末) ・就業規則整備支援コンサルタントの派遣	女性活躍推進課

労務管理改善助言事業	4,222	・労務管理アドバイザー(県内3地区に計6名配置)を事業所へ派遣し、職場環境の改善に向けた助言、各種制度の紹介等を実施 H28年度目標値:432件(参考:H27年度派遣実績:428件)	労働政策課
働きやすい職場づくり支援セミナー開催事業	103	事業所を対象に、各種制度の説明や事業所の取り組み事例発表などの研修会を開催 開催数:3回(3地区×1回) 参加者500人(参考:H27年度実績:470名)	労働政策課
託児サービス付き訓練の実施	9,360	女性の職業訓練をサポートするため、託児付きの訓練を実施	労働政策課
女性の創業応援事業	2,072	女性が創業しやすい環境を整備するため、女性が創業を考えるきっかけとなるセミナーを開催するとともに、創業後間もない方を対象とした事業継続に向けた支援や、創業した女性同士のネットワークづくりを目的としたセミナーを開催し、女性の創業を支援していく。	就業支援課
労働教育推進事業	1,378	労働関係法令等にかかるセミナーを開催 開催数:18回(県内3地区×6回) 参考:H27年度実績参加者:590人	労働政策課

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
イクボス推進事業	996	従業員の仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)を応援する「イクボス」を県内企業で増やし、また「イクボス」となった後の実践を啓発・支援する。(イクボス養成塾の開催)	女性活躍推進課
地域における女性活躍推進事業	20,000	働きやすい就業環境づくりを推進する(イクボストップセミナー、女性リーダー育成セミナー、女性活躍アドバイザー派遣)	女性活躍推進課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	10,908	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する市町村に対して交付金を交付する。	子育て応援課
子育て拠点施設等整備事業	195,752	私立保育所、幼保連携型認定こども園(保育所部分)の施設整備を行う事業者に助成を行う市町村に対して、安心こども基金を活用して助成する。	子育て応援課
ひとり親家庭自立支援給付金事業	5,950	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するため、訓練を行うひとり親家庭の父母に対し給付金を支給する。	青少年・家庭課
ひとり親家庭等就業・自立支援事業	6,912	パソコン技術の習得に係る講習会や就業相談の実施等を行う。	青少年・家庭課
ひとり親家庭等福祉対策費	6,035	冠婚葬祭、ひとり親の疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、必要な支援を行う。	青少年・家庭課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援	-	市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を実施。	人権教育課

(6) 男女間における暴力の根絶

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
性暴力被害者支援連携事業	7,677	性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、被害直後から一元的にワンストップで支援する連携ネットワーク構築を目指す機関・団体による検討準備組織に対し、検討・準備等に要する経費を支援	くらしの安心推進課
DV被害者等保護・支援事業	10,879	・DV被害者の保護・自立支援及び民間支援団体への助成 ・保護されている時の学習支援等をおこなうため、民間支援団体への助成	青少年・家庭課
DV被害者支援強化事業	6,228	県、市町村の窓口職員等を対象に基本研修・実務研修等を実施「配偶者等に対する暴力防止」関係機関連絡会(全県、東・中・西圏域別)を実施	青少年・家庭課
DV予防啓発支援員活動事業	2,936	地域・学校等でDVの予防啓発活動を行い、予防啓発体制を強化する。	青少年・家庭課

3 障がいのある人の人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
あいサポート運動推進・連携事業	10,307	・あいサポート運動を積極的に推進するため「あいサポーター研修」「障がい理解への更なる推進」「あいサポート企業・団体の認定」等を実施する。 ・障害者差別解消法に明記された「障害者差別解消支援地域協議会(※鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会)」を開催する。	障がい福祉課
障がい者差別のない社会づくり事業	2,100	県内業界団体等に対する研修会の開催、社会的障壁を除去するための合理的配慮を実施する際の必要経費の助成等を実施する。	障がい福祉課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
【再掲】人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	「障がい者の人権」をテーマにした放送を実施	人権・同和対策課
人権情報誌「ふらっと」	1,692	「障がいのある人の人権」について広報	人権・同和対策課
人権週間フォーラムの開催	1,281	人権週間フォーラムにおいて、ユニバーサル上映会及び障害者差別解消法に関する講演会の開催	人権・同和対策課
ユニバーサルデザインの推進	3,000	すべての人々の人権が尊重され快適で安全に暮らせる社会をめざしてUD及びカラーUDの推進を図る。そのUDやカラーUDについての理解を深めるため、出前授業、出前講座、UD啓発キャンペーン、県職員対象UD基礎研修、カラーUDセミナー等の普及啓発事業を実施 ・出前授業(44校:46回実施予定)、出前講座(20回程度)、UD啓発キャンペーン(10回程度) ・県職員対象UD基礎研修(14回) ・カラーUDセミナー(2回) ・教職員向けカラーUD研修会(1回) ・UD推進専門員配置(月9日勤務) ・UD体験学習(1回)	人権・同和対策課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
相談支援体制強化事業 (身体・知的障害者相談員活動強化事業を除く)	1,045	県地域自立支援協議会運営事業、相談支援アドバイザー派遣事業等を実施	障がい福祉課
相談支援体制強化事業 (身体・知的障害者相談員活動強化事業)	1,145	身体・知的障害者相談員に対する研修を実施	障がい福祉課
障がい者福祉従事者等研修事業 (相談支援従事者研修)	4,129	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、各種研修を実施する。	障がい福祉課
発達障がい者支援体制整備事業 (ペアレントメンターに係る家族支援) ・ペアレントメンター・フォローアップ研修	240	ペアレントメンター(発達障がい児者の保護者による発達障がい児者の保護者への相談相手)の活動スキルの維持のためのフォローアップ研修を実施(年1回)	子ども発達支援課
発達障がい者支援体制整備事業 (発達障がい者相談支援人材養成)	315	思春期から青年期の発達障がい児・者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施	子ども発達支援課

【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課
------------------------	--------	-----------------------------------	----------

(3) 権利擁護の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
障がい者虐待防止・権利擁護事業	4,172	指導者養成研修派遣、障がい者虐待防止等研修事業の実施、障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業の実施	障がい福祉課
障がい者福祉従業者等研修事業(相談支援従事者研修以外)	16,668	障害福祉サービスを提供する者等の人材育成、サービス向上を目的とした研修を実施	障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	9,000	権利擁護に関する専門的な相談から支援に対応するために、東部・中部・西部それぞれに設置した成年後見支援センターの体制整備についての支援	福祉保健課
日常生活自立支援事業	45,088	鳥取県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の取組を支援	福祉保健課
福祉サービス利用者苦情解決事業	10,252	鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費等に対し助成	福祉監査指導課

(4) 障害者差別解消に向けた取組

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の策定(H28.4.1)	—	法律の施行に併せて策定した教職員対応要領について、趣旨等が徹底されるよう周知等の研修を適宜行う。	教育総務課 高等学校課 特別支援教育課
障がい者差別のない社会づくり事業	2,100	県内業界団体等への研修会の開催、社会的障壁を除去するための合理的配慮を実施する際の必要経費の助成	障がい福祉課

(5) 社会参加と雇用の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
鳥取県障がい者アート推進事業	106,483	あいサポート・アートインフォメーションセンターの運営、障がい者アート活動支援事業補助金の支給、あいサポート・アートとっとり祭の開催、あいサポート・アートとっとり展の開催等の実施	障がい福祉課
障がい者一般就労移行支援事業	1,664	・福祉サービス事業所利用者の職場実習受入企業に謝金を、職場実習者本人に奨励金を支給 ・障がい者が円滑に職場に適用できるよう障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上を図るため、就労移行・定着セミナーを開催	障がい福祉課
障害者就業・生活支援事業	30,609	日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対して職業生活を送る上で必要な助言・指導を行うため、県内3ヶ所の就業・生活支援センターに生活支援員を1名ずつ配置するとともに、東部及び西部の就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を配置	障がい福祉課

障がい者就業定着強化事業	36,668	障がい者新規雇用1000人創出の実現を図るため、ジョブコーチの設置支援や障がい者雇用アドバイザー配置などにより、企業に対する障がい者雇用の働きかけや定着支援の取組を強化する。 ・訪問型ジョブコーチ設置促進 ・訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援 ・ジョブコーチ体験講習会開催 ・障がい者雇用アドバイザー配置 ・職場開拓支援員配置 ・障がい者雇用推進PR、発達障がい者の就業に向けた訓練モデル事業	就業支援課
障がい者就業支援事業	40,920	県内事業所に対する障がい者雇用の啓発を行うとともに、障がい者就業支援体制の整備を行う。 ・障害者就業・生活支援センターの体制整備 ・障害者就業・生活支援センター定着支援員配置 ・県版ジョブコーチセンター設置 ・障がい者職場実習、障害者就労ネットワーク ・障がい者雇用優良事業所等の表彰、障害者雇用に関するハンドブック作成 ・障害者雇用推進啓発、各種セミナー、研修会の開催	就業支援課
特例子会社設立等助成金	21,250	特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設の設置を支援し、障がい者の新規雇用を創出していくことを目的として助成金を支給する。	就業支援課
障がい者職業訓練事業	36,492	障がい者を対象とした訓練を実施 訓練校の障がい者受け入れ定員:80人	労働政策課
工賃向上環境強化事業	29,347	事業所に応じたきめ細やかな支援をベースにしなが、一般商取引に対応できる事業所運営体制を構築するため、事業所プロデュース・コンサルティング、販路開拓等の事業を行う。	障がい福祉課
農福連携推進事業	8,439	・障がい者の農業分野への就労を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所と農家の農作業受託委託のマッチング等の農福連携の受注体制強化のための取組支援を行う。	障がい福祉課
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	21,652	単独の事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するために、全国初となる複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場(ワークコーポとっとり)を平成27年10月1日に設置。引き続き、障がいのある方の工賃向上や一般就労を促進していくため、更なる運営強化を行う。	障がい福祉課
水福連携モデルエリア運営事業	879	漁業者との連携の下での水産加工品の製造スキームが構築されている障害者就労継続事業所をベースに、水福連携モデルエリアとして複数の事業所が参加する共同加工場の運営に対支援を行う。	障がい福祉課
障がいのある人の雇用(県職員)	—	・身体障がいの方を対象に採用試験(正職員、非常勤職員)を実施 ・今年度から新たに知的障がい者、精神障がい者を対象に追加 ・知的障がいや精神障がいの方を対象に軽易な業務を行ってもらうため、県庁と総合事務所のワークセンターにおいて継続的な雇用を推進	人事企画課
県教育委員会における障がい者就労支援事業	79,991	・県の非常勤職員(一般事務)と同様に、勤務状況によって最長5年間の継続勤務が可能となるなど労働環境の改善 ・また、事務部局に精神障がい、視覚障がいの非常勤職員を任用するなど障がい者就労に一層取り組む。	教育総務課
教員採用試験における身体障がい者を対象とした選考の実施	—	・教員採用試験において、身体障がい者を対象とした選考を実施	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課

(6)暮らしやすいまちづくりの推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
わが町支え愛マップ推進事業	6,648	地域住民が主体となって、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活が続けられる地域・社会づくりの取組に対して支援	福祉保健課

・バリアフリー環境整備事業補助金 ・バリアフリー改修	500	高齢者や障がい者等の利用に配慮した建築物の整備を促進するため、バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準を満たしている認定建築物の整備に対して助成 補助率 国1/3、県1/6、市町村1/6	住まいまちづくり課
・福祉のまちづくり推進事業補助金	26,598	物品販売店、旅館、ホテル、飲食店、理・美容所、その他多数の者が利用する施設のバリアフリー化の整備に対して助成 補助率 国1/4、県1/8、市町村1/8 (H28～H31は、国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8に拡充)	住まいまちづくり課
ハートフル駐車場	1,863	福祉のまちづくり推進サポーターとの連携等により、ハートフル駐車場の増加を推進。また、県政だよりで制度の広報を実施 【協力施設数】692施設(H28.3.31現在)	福祉保健課
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	78,560	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい者誘導ブロック、利用しやすいバス停やタクシー乗り場等の整備を実施 〔具体的な整備箇所〕 ・歩道の段差解消、誘導ブロックの整備 県道米子停車場線(米子市明治町～加茂町)ほか 計5箇所 ・利用しやすいバス停整備 県道倉吉福本線(倉吉市住吉町ほか) ・利用しやすいタクシー乗り場整備 県道鳥取福部線(鳥取市今町 鳥取大丸前)	道路企画課
視覚障がい者情報支援事業 (情報アクセス・コミュニケーション研究会)	100	・情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	障がい福祉課
視覚障がい者情報支援事業 (情報アクセス・コミュニケーション研究会以外)	38,758	点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など視覚障がい者へのコミュニケーション支援の充実	障がい福祉課
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	28,012	第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催する経費	障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	90,683	・手話の普及のため、ミニ手話講座の開催、手話学習会補助等を実施する。 ・手話を使いやすい環境整備のため、手話通訳者トレーナーの配置、遠隔手話通訳サービス、手話通訳者の養成・派遣を実施する。	障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業	19,255	・県内3箇所の聴覚障がい者センターで、要約筆記者の養成・派遣・幕映像ライブラリー事業等を実施する。	障がい福祉課
盲ろう者支援センター整備等事業	23,982	盲ろう者支援の総合的な拠点となる「盲ろう者支援センター」を整備し、専門の相談員を配置して、盲ろう者やその家族に対する相談支援を行うとともに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣等事業を実施する。	障がい福祉課

(7) 特別支援教育の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
学校内における特別支援教育体制の整備(幼保小中高)	—	・校内委員会等の設置と特別支援教育主任(担当)の指名 ・全公立小・中学校の管理職及び特別支援教育主任(担当)を対象とした研修の実施	特別支援教育課
地域で進める特別支援教育充実事業の実施	5,535	・市町村内に早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員を配置し、関係部局・機関等と連携し、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制の構築を進める。 ・公立小・中学校へ学校看護師を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応支援を行うとともに、特別支援学校に外部専門家(PT:理学療法士、OT:作業療法士、ST:言語聴覚士)を配置し、学校教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能の向上をめざし、地域内のセンター的機能の強化を図る。	特別支援教育課
個別の教育支援計画の作成・活用の推進	—	・公立幼・小・中・高における個別の教育支援計画の作成率(目標95.8%→100%) ※作成を必要とする幼児、児童、生徒を対象とした作成率 ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率(目標:100%→継続)	特別支援教育課

発達障がい児童生徒等支援事業	12,626 + 人件費(別途)	発達障がいの児童生徒等の適切な指導・支援を行うために、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。 ・LD等専門研修への派遣 ・通常の学級にLD等非常勤講師を配置 ・各圏域に発達障がい教育拠点を設置 ・LD等専門員による巡回(依頼)相談 ・小中学校管理職等の専門性の向上 ・発達障害早期支援研究事業 (新)通級による指導担当教員等専門性充実事業 (新)発達障がい理解啓発事業	特別支援教育課
特別支援学校地域支援推進事業	3,736	県立特別支援学校のセンター的機能の充実を推進	特別支援教育課
特別支援学級における教育の充実	人件費(別途)	・特別支援学級支援非常勤講師の配置 (3学年以上で構成されている学級への支援) ・特別支援学級新担任を対象とした研修の実施	特別支援教育課
特別支援学校機能強化モデル事業	5,225	特別支援学校の専門性の向上を更に進めるとともに、地域内のセンター的機能の強化を図る。	特別支援教育課
自己理解・他者理解アプローチ事業	4,937	○県立高校の特別支援教育の充実を図るため、東中西部地区毎にリーダー校を指定し、当該校の教諭を「高等学校特別支援コーディネーター」に指名 ○リーダー校を除くその他の県立高校21校をアプローチ校に指定 ・リーダー校とアプローチ校の連携 ・特別支援コーディネーターが、県内高校からの要請に応じて、発達障がい教育拠点や関係機関と連携し、当該校の指導・支援に協力・助言等を行う。 ○自己理解・他者理解のための生徒対象研修 ・生徒対象の講演や研修を実施し、生徒が自分自身を理解し、発達障がい等をはじめとする自分とは異なる他者への理解を深める。 ○自立力アッププロジェクト ・各学校において特別支援学校、若者サポートステーション等の関係機関と連携し、学校の状況に応じて障がいのある生徒等の自立のために必要な力を定着するための実践研究を進める。 ○鳥取県高等学校特別支援教育研修(年5回) ・リーダー校コーディネーターの研究協議及びスキルアップ研修 ・子ども発達支援課等と合同開催の特別支援教育に関する研修(新)コーディネーター及び研修派遣者等研修会(年2回) ・コーディネーターや内地留学研修により発達障がい等に関する専門性を高めた教員(過去5年)等を対象とした情報交換会及び研究協議	高等学校課

(8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】あひサポート運動推進・連携事業	10,307	・あひサポート運動を積極的に推進するため「あひサポーター研修」「障がい理解への更なる推進」「あひサポート企業・団体の認定」等を実施する。 ・障害者差別解消法に明記された「障害者差別解消支援地域協議会(※鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会)」を開催する。	障がい福祉課
精神科医療適正化事業費	5,542	適正な精神医療の確保、入院制度等の運用を図るため、措置入院患者等の入院の要否及び退院等の請求についての審査及び精神科病院に対する実地指導等を実施	障がい福祉課
精神科救急医療体制整備事業	59,851	夜間・休日において、緊急に医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院等に対応できる医療体制整備を行う。	障がい福祉課
精神障害者地域移行・地域定着支援事業	1,948	精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域移行支援強化研修会及び圏域ごとの地域移行推進会議等の開催等の実施	障がい福祉課
障がい者社会参加促進事業	2,890	障がいのある方が社会の構成員としての地域の中で生活が送れるよう、必要な社会参加促進のための支援を実施。 ・精神障がい者本人やその家族等が実施する仲間同士の支え活動や研修会等に対し、その開催経費の支援 ・地域移行後の精神障がい者の支援活動を行うボランティア組織の支援	障がい福祉課

高次脳機能障がい支援普及事業	6,897	高次脳機能障がい支援拠点を設置するとともに相談支援コーディネーターを配置するなど高次脳機能障がいの者の支援体制の整備を行う。	障がい福祉課
精神障がい者スポーツ大会	735	スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げるため、精神障がい者バレーボール大会鳥取県大会及び精神障がい者フットサル交流会を開催	障がい福祉課
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する各種研修会、交流会や、普及啓発事業の充実強化を図るため、所要経費の一部を助成	障がい福祉課
てんかん対策推進事業費	4,700	<ul style="list-style-type: none"> ・てんかん診療拠点機関を設置し、てんかんの診療ネットワークの構築等の体制整備を行う。 ・てんかんに対する理解を促進するとともに、支援者を育成するための研修を実施 	障がい福祉課
アルコール・薬物等依存症支援対策事業	2,888	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール・薬物等依存症の支援について検討を行う「地域依存症対策推進委員会」を開催する。また、依存症による健康被害の正しい理解を促すため、普及啓発事業に対し、支援を実施する。 ・精神障がいの者の社会復帰及び社会参加の促進を図るため、薬物依存症リハビリ施設に対し、補助を実施する。 	障がい福祉課
アルコール健康障害対策事業	14,586	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害支援拠点機関を設置し、アルコール問題を抱える当事者や家族支援体制の強化を図る。 アルコール健康障害の普及啓発を図るためフォーラムを開催 	障がい福祉課

4 子どもの人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
子どもの権利条約に係る学習事例集「みんなで考えよう子どもたちの幸せ」の活用	-	人権教育主任研究協議会で活用を依頼	人権教育課
地域と共に創るとっとり人権教育事業	4,069	いじめの防止に向け、学校・家庭・地域が連携して人権教育プログラム集を作成し県内に普及させる取組を実施	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファミリー研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
体罰防止のためのハンドブックの活用促進	-	配布した体罰防止ハンドブックの校内研修等における活用を指示	教育センター
教職員研修費	59,702 (上記のうちの一部)	人権教育に関する教職員研修を基本研修と専門研修で実施する。	教育センター
	-	・私立中・高等学校教職員へ教育センター主催の研修への参加依頼 ・私立中・高等学校で行われる公開人権LHRへの出席・助言	教育・学術振興課
幼児教育充実活性化事業	2,000	各種研修会や園訪問等による、幼児教育の質の向上を目指した取組を推進する。	小中学校課
明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめ対策～事業	1,189	いじめ問題についての各学校の取組発表を中心とした「子ども未来フォーラム」の開催、いじめ防止啓発作品の募集、いじめ防止のためのオリジナル缶バッジ制作支援、明日へつなぐ心のカレンダー学校配布を行う。	いじめ不登校総合対策センター
学校・社会教育におけるUD学習会	558	教育委員会との連携による出前授業の実施及び鳥取県人権文化センターが企画する夏休みUD体験学習との連携によりUDの普及啓発を図る。	人権・同和対策課
色づかいの配慮や大切さを学ぶセミナー	490	一般県民、自治体職員、企業関係者等がカラーUDの大切さを学び施策の推進、日々の生活や地域・企業活動などでカラーUDの考え方を活かすきっかけとするためのカラーUDセミナーの実施と色覚問題を知らない教員が多くなり、色弱の子どもへの「色づかいの配慮」が薄れている状況にあるため、教員に対し、カラーUDの専門家を講師に、研修会を実施することで、学校現場へのカラーUDの普及を図る。	人権・同和対策課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
いじめ防止対策推進事業	13,042	・いじめの早期解決を図るため、いじめに関する相談に対応する専用電話、専用メールを設置し24時間体制で運営する。また、「いじめ相談窓口関係機関連絡会議」を開催し、他の相談機関との連携を図る。 ・いじめ防止対策推進法第14条の趣旨にかんがみ「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。 ・解決が難しいいじめ問題について、学校・教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家が連携してサポートチームを編成し、問題の解決に向けて学校等を支援する。	いじめ・不登校総合対策センター
	-	人権教育課、いじめ・不登校総合対策センター等と連携 私立中・高等学校教職員の研修、いじめ相談窓口への協力	教育・学術振興課

いじめ問題対策事業	1,430	私立中・高等学校の生徒及び生徒の所属する集団の状況を把握して適切な支援策を講じるための心理検査実施を支援	教育・学術振興課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク(こどもいじめ人権相談窓口)	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)	—	育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。	子育て応援課
とっとりふれあい家庭教育応援事業	11,718	身近な地域における家庭教育の支援の一層の充実を図るため、地域人材の育成及びネットワークの構築に向けて取り組むとともに、市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型家庭教育支援の取組を促進する。	小中学校課
教育相談事業	7,220	子どもの教育上の問題や、発達・障がい等に関する学習及び生育上の課題について、相談員及び専門医が保護者、本人、学校関係者等からの相談に応じ、個別の状況やニーズに応じた指導・支援を行う。	いじめ・不登校総合対策センター
	—	教育センターの教育相談事業を活用し、私立中・高等学校の保護者、生徒、学校関係者からの相談に対応	教育・学術振興課
児童養護施設等職員の資質向上研修事業	4,466	児童養護施設等職員の資質向上を図るための研修を実施	青少年・家庭課
スクールソーシャルワーカー活用事業	35,828	・社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)する。 ・スクールソーシャルワーカー育成と資質向上のため、スクールソーシャルワーカー育成研修・連絡協議会を実施する。 ・県内のスクールソーシャルワーカーの支援・援助を行うスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置する。	いじめ・不登校総合対策センター
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置	37,645	○スクールカウンセラーの配置 ・県立高校全校に常勤の教育相談員または非常勤のスクールカウンセラーを配置 ・複数課程併設校には常勤の教育相談員及び非常勤のスクールカウンセラーを配置 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ・定時制・通信制併設校を含む県立高校5校に非常勤のスクールソーシャルワーカーを配置 ・私立学校とも連携し、相談・支援体制を強化	高等学校課
	101,905	県内公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校や問題行動などの解決を図る。	小中学校課 いじめ・不登校総合対策センター
私立中・高等学校のスクールカウンセラー配置に係る経費助成	2,558	私立中・高等学校のスクールカウンセラー配置に係る経費を助成	教育・学術振興課

(3) 親になるための教育の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
思春期問題ワーキングの開催(各福祉保健局・東部福祉保健事務所)	926	思春期に関わる関係者で各圏域毎の課題解決に向けた検討	子育て応援課
未来のパパママ育み事業	2,940	中学生、高校生を対象に、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうため出前教室を実施	子育て応援課
今から始める!いつかはパパママ事業	2,133	20~30代を対象に妊娠・出産等の正しい知識の普及やライフプランの作成、健康づくりを考える機会とするために出前講座を実施	子育て応援課
心や性の健康問題対策協議会の開催	176	鳥取県における心や性の健康問題対策事業の円滑な実施に向けて具体的な対策を協議する。	体育保健課

学校への専門家派遣事業	1,152	心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	体育保健課
-------------	-------	---	-------

(4) 児童虐待防止対策の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
児童虐待防止対策事業	22,227	・児童虐待防止関係機関連絡会を全県及び東・中・西部の圏域毎に開催する等、関係機関の連携強化を図る。 ・保育士、看護職員、教職員等児童虐待に係る職員の研修を実施 ・弁護士への法律相談、個別案件依頼	青少年・家庭課
児童虐待防止施策の充実	1,260	市町村職員や保健師、保育士等に対して、それぞれの職種に応じた児童虐待に関する専門研修を実施	青少年・家庭課
児童虐待防止広報啓発強化事業	2,468	・児童虐待をなくすためのパンフレットを作成し、保育所・幼稚園・小学校関係機関等へ配布する等、児童虐待防止の啓発を行う。 ・大型ショッピングセンター等で虐待防止キャンペーンを実施する。	青少年・家庭課
【再掲】児童養護施設等職員の資質向上研修事業	4,466	児童養護施設等職員の資質向上を図るための研修を実施	青少年・家庭課
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)	—	育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。	子育て応援課
児童相談所集団指導事業	1,602	児童相談所において、子育てに不安を持つ母親や、我が子を虐待する母親等を対象に、お互いの悩みを話し合ったり、専門家によるグループカウンセリング等を行い虐待や子育て不安の解消を行う。	青少年・家庭課

(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】育英奨学事業	945,343	修学が困難である者に対し、育英奨学資金貸与	人権教育課
生活困窮者自立支援事業の実施	44,493	鳥取県生活困窮者自立支援協議会に委託し、生活困窮者に対する相談支援等を実施	福祉保健課
「地域未来塾」応援事業	1,800	地域未来塾では対象とならない支援メニューを創設し、地域未来塾を充実させる。	福祉保健課
生活困窮者等の世帯の児童に対する学習支援充実及び推進強化事業	1,632	「生活困窮世帯等」と「一般世帯」の児童の学習支援を組み合わせ実施する市町村に「一般世帯」の児童に要する軽費の一部を助成する。	福祉保健課
児童扶養手当支給事業	78,463	父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等に対して児童扶養手当を支給	青少年・家庭課
ひとり親家庭学習支援事業	25,749	ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援事業を実施	青少年・家庭課
『エール』発達障がい者支援センターによる活動	9,392	・市町村の発達障がい者支援体制整備の促進、支援ネットワークの構築、発達障がいの特性理解や支援方法の普及啓発等に係る事業の実施 ・「エール」発達障がい者支援センターのホームページによる情報提供 ・発達障がい支援に関する研修会等の開催(3回開催)	子ども発達支援課
障がい児等地域療育支援事業	7,453	在宅の障がいのある児童や保護者への相談や必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を実施	子ども発達支援課

発達障がい者支援体制整備事業 (発達障がい者支援体制整備検討委員会)	134	医療、保健、教育、就労の関係部局、学識経験者、当事者団体、発達障がい者支援センター、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、発達障がい者支援体制整備に関する事業について指導・助言等を行う。(2回開催)	子ども発達支援課
発達障がい者支援体制整備事業 (ペアレントメンター相談事業)	226	発達障がいと診断された児童の保護者に対し、診療施設内でペアレントメンターが早期に保護者の不安や悩み等に対応した相談活動をモデル的に実施	子ども発達支援課
発達障がい者支援体制整備事業 (ペアレント・トレーニング普及推進事業)	278	発達の気になる児童の保護者を対象としたペアレント・トレーニングのマニュアルの配布・講習会の実施等	子ども発達支援課
発達障がい情報発信強化事業	358	発達障がいのある児(者)の保護者への情報提供(医療、福祉、教育等)及び県民への発達障がいに対する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進(冊子、リーフレット、DVDの作成・配布等)	子ども発達支援課
「地域未来塾」推進事業	6,598	「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	小中学校課

(6) 特別支援教育の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】学校内における特別支援教育体制の整備(幼保小中高)	—	・校内委員会等の設置と特別支援教育主任(担当)の指名 ・全公立小・中学校の管理職及び特別支援教育主任(担当)を対象とした研修の実施	特別支援教育課
【再掲】地域で進める特別支援教育充実事業の実施	5,535	・市町村内に早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員を配置し、関係部局・機関等と連携し、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制の構築を進める。 ・公立小・中学校へ学校看護師を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応支援を行うとともに、特別支援学校に外部専門家(PT:理学療法士、OT:作業療法士、ST:言語聴覚士)を配置し、学校教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能の向上をめざし、地域内のセンター的機能の強化を図る。	特別支援教育課
【再掲】個別の教育支援計画の作成・活用の推進	—	・公立幼・小・中・高における個別の教育支援計画の作成率(目標95.8%→100%) ※作成を必要とする幼児、児童、生徒を対象とした作成率 ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率(目標:100%→継続)	特別支援教育課
【再掲】発達障がい児童生徒等支援事業	12,626 + 人件費(別途)	発達障がいの児童生徒等の適切な指導・支援を行うために、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。 ・LD等専門研修への派遣 ・通常の学級にLD等非常勤講師を配置 ・各圏域に発達障がい教育拠点を設置 ・LD等専門員による巡回(依頼)相談 ・小中学校管理職等の専門性の向上 ・発達障害早期支援研究事業 (新)通級による指導担当教員等専門性充実事業 (新)発達障がい理解啓発事業	特別支援教育課
【再掲】特別支援学校地域支援推進事業	3,736	県立特別支援学校のセンター的機能の充実を推進	特別支援教育課
【再掲】特別支援学級における教育の充実	人件費(別途)	・特別支援学級支援非常勤講師の配置 (3学年以上で構成されている学級への支援) ・特別支援学級新担任を対象とした研修の実施	特別支援教育課

【再掲】特別支援学校機能強化モデル事業	5,225	特別支援学校の専門性の向上を更に進めるとともに、地域内のセンター的機能の強化を図る。	特別支援教育課
【再掲】自己理解・他者理解アプローチ事業	4,937	<p>○県立高校の特別支援教育の充実を図るため、東中西部地区毎にリーダー校を指定し、当該校の教諭を「高等学校特別支援コーディネーター」に指名</p> <p>○リーダー校を除くその他の県立高校21校をアプローチ校に指定</p> <p>○リーダー校とアプローチ校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援コーディネーターが、県内高校からの要請に応じて、発達障がい教育拠点や関係機関と連携し、当該校の指導・支援に協力・助言等を行う。 <p>○自己理解・他者理解のための生徒対象研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒対象の講演や研修を実施し、生徒が自分自身を理解し、発達障がい等をはじめとする自分とは異なる他者への理解を深める。 <p>○自立力アッププロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において特別支援学校、若者サポートステーション等の関係機関と連携し、学校の状況に応じて障がいのある生徒等の自立のために必要な力を定着するための実践研究を進める。 <p>○鳥取県高等学校特別支援教育研修(年5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー校コーディネーターの研究協議及びスキルアップ研修 ・子ども発達支援課等と合同開催の特別支援教育に関する研修 <p>(新)コーディネーター及び研修派遣者等研修会(年2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターや内地留学研修により発達障がい等に関する専門性を高めた教員(過去5年)等を対象とした情報交換会及び研究協議 	高等学校課

(7) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
青少年健全育成条例施行費	1,727	<p>青少年の健全育成を図るため、鳥取県青少年健全育成条例を適正に運用し、良好な社会環境の形成促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害図書類指定審査会の開催 ○健全育成協力員50名を配置 ○青少年健全育成条例及びペアレンタルコントロールの普及啓発 	青少年・家庭課
ネットパトロール事業	1,285	<ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)やブログ、プロフ、家出サイトなどへの児童生徒の書き込みに対する監視 ・パトロールの対象は、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒による書き込みと推測されるもので、月10日程度実施 ・不適切な書き込み等を発見した場合には、県教育委員会から市町村教育委員会に報告 	いじめ・不登校総合対策センター
ケータイ・インターネット教育啓発推進事業	6,355	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討 ・「電子メディアとのつきあい方フォーラム」を開催し、乳幼児期からのメディアとの正しい付き合い方について広く周知・啓発を行う ・学校や地域等で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る ・県内の学校に「情報教育サポーター」を派遣し、教職員研修・授業補助等を行い、情報モラル教育支援体制を強化する 	社会教育課
危険ドラッグ等薬物乱用撲滅事業	2,068	<p>県警察本部、県教育委員会と連携を取りながら啓発資材の配布、街頭キャンペーンの実施、鳥取県薬物乱用防止指導員が学校等に出かけて講演会を行うなど薬物乱用防止の啓発に取り組む。</p>	医療指導課
薬物乱用防止教育充実事業	162	<p>薬物乱用防止教育研修会の開催するとともに、県内すべての中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。</p>	体育保健課

教職員を対象とした情報モラル教育	59,702 (上記のうちの一部)	教職員研修の基本研修(初任者・5年目。10年経験者)、管理職研修、専門研修(「実践的な情報モラル指導」研修)で情報モラルに関する研修を実施する。	教育センター
メディアリテラシーに関する講演等実施	—	各私立中・高等学校の特別活動において実施	教育・学術振興課

(8) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】いじめ防止対策推進事業	13,042	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期解決を図るため、いじめに関する相談に対応する専用電話、専用メールを設置し24時間体制で運営する。また、「いじめ相談窓口関係機関連絡会議」を開催し、他の相談機関との連携を図る。 いじめ防止対策推進法第14条の趣旨にかんがみ「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。 解決が難しいいじめ問題について、学校・教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家が連携してサポートチームを編成し、問題の解決に向けて学校等を支援する。 	いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめ対策～	1,189	いじめ問題についての各学校の取組発表を中心とした「こども未来フォーラム」の開催、いじめ防止啓発作品の募集、いじめ防止のためのオリジナル缶バッジ制作支援、明日へつなぐ心のカレンダー学校配布を行う。	いじめ・不登校総合対策センター
	—	いじめ・不登校総合対策センターと連携し、いじめ・不登校対策を充実・強化	教育・学術振興課
鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業	4,425	鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、第三者的な視点から事実関係の検証を行う。	人権・同和対策課
【再掲】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	37,645	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーの配置 ・県立高校全校に常勤の教育相談員または非常勤のスクールカウンセラーを配置 ・複数課程併設校には常勤の教育相談員及び非常勤のスクールカウンセラーを配置 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ・定時制・通信制併設校を含む県立高校5校に非常勤のスクールソーシャルワーカーを配置 ・私立学校とも連携し、相談・支援体制を強化 	高等学校課
【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	35,828	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)する。 ・スクールソーシャルワーカー育成と資質向上のため、スクールソーシャルワーカー育成研修・連絡協議会を実施する。 ・県内のスクールソーシャルワーカーの支援・援助を行うスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置する。 	いじめ・不登校総合対策センター
とっとり若者自立応援プラン推進事業	760	平成24年3月に策定した「とっとり若者自立応援プラン」に基づき、困難を抱える若者の自立支援に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口紹介リーフレットの作成・配布 ・フォーラム開催 	青少年・家庭課
高等学校等における不登校(傾向)生徒等支援事業	8,992	教育支援センター「ハートフルスペース」を運営し、高等学校等における不登校(傾向)生徒や、概ね20歳くらいまでのひきこもりの青少年を、学校復帰や社会参加に向けて支援。	いじめ・不登校総合対策センター
不登校対策事業	12,877	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むため、公立小学校18校に「学校生活適応支援員」を配置する。 ・スクールカウンセラーの資質向上を図るため、連絡協議会・研修会を開催する。 ・重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。 	いじめ・不登校総合対策センター

【再掲】いじめ問題対策事業	1,430	私立中・高等学校の生徒及び生徒の所属する集団の状況を把握して適切な支援策を講じるための心理検査実施を支援	教育・学術 振興課
---------------	-------	--	--------------

(9) 体罰防止に向けた取組の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
体罰防止のためのハンドブックの活用促進	—	配布した体罰防止ハンドブックの校内研修等における活用を指示	高等学校課

5 高齢者の人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
敬老意識の醸成	-	・「百歳以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	長寿社会課
UDの大切さ必要性を学ぶ講座	100	市町村等と連携し、地域、団体、企業等へのUD出前講座の募集を行うと同時に、UDの認知度の低い高齢者の集まりに積極的に出かけるなどし、UDの認知度向上を積極的に図っていく。	人権・同和対策課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
地域包括支援センターの機能強化	1,977	地域包括支援センター職員等に対する研修実施	長寿社会課
認知症相談・支援強化事業	5,226	認知症のひとと家族で支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営(委託) ・家族の集いの連絡会の実施	長寿社会課
【再掲】福祉サービス利用者苦情解決事業	10,252	鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費等に対し助成	福祉監査指導課

(3) 社会参加・健康づくりの推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	50,835	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業	23,885	高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピックへの選手派遣、因伯シルバー大会の開催)やシニア作品展の実施 ・高齢者健康運動会の開催支援	長寿社会課
【再掲】とっとり県民カレッジ事業	5,778	主催講座や市町村等が開催する連携講座の紹介、参加の促進	社会教育課
シルバー人材センター活性化事業	9,028	安全就業研修会や就業開拓事業等を実施し、県内のシルバー人材センターの指導・連絡・調整を行う(公社)鳥取県シルバー人材センター連合会に対する助成	参画協働課
人生充実応援事業	13,479	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの運営 ・元気な高齢者の経験や技能を活かした起業の支援	長寿社会課
介護予防の普及啓発	1,229	市町村が考案した「ご当地体操」を活用した介護予防体操の取組推進 ・「とっとりご当地体操交流大会(仮称)」の開催	長寿社会課

(4) 福祉サービスの質の向上

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
介護予防従事者研修等の実施	668	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業や地域包括支援センター職員等に対する研修等の実施 ・介護予防従事者研修の実施 ・リハビリテーション専門職等の派遣調整及び研修の実施 	長寿社会課
介護人材確保対策事業	4,793	オールジャパンケアコンテスト開催支援等	長寿社会課
「介護サービス情報の公表」	3,273	利用者が介護サービス事業者を選択する際の参考にするのと同時に、質の高いサービスが提供されるよう「介護サービス情報」を公表	長寿社会課

(5) 暮らしやすいまちづくりの推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
「介護支援ボランティア制度市町村導入ガイドライン」を幅広く周知	—	市町村への制度の周知 ※ 制度導入市町村:5市町	長寿社会課
地域包括ケア推進支援	6,371	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業への移行を支援(研修実施、情報供等) ・医療介護の連携会議の開催等 ・生活支援サービスの体制整備に向けた研修実施等 ・地域ケア会議の充実に向けた広域支援員の派遣等 	長寿社会課
【再掲】ハートフル駐車場	1,863	福祉のまちづくり推進サポーターとの連携等により、ハートフル駐車場の増加を推進。また、県政だよりで制度の広報を実施 【協力施設数】692施設(H28.3.31現在)	福祉保健課
福祉のまちづくり推進	—	障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安心して参加できるイベントの手引きの周知を引き続き行う。	福祉保健課
【再掲】成年後見支援センターの運営支援事業	9,000	権利擁護に関する専門的な相談から支援に対応するために、東部・中部・西部それぞれに設置した成年後見支援センターの体制整備についての支援	福祉保健課
【再掲】日常生活自立支援事業	45,088	鳥取県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の取組を支援	福祉保健課
【再掲】わが町支え愛マップ推進事業	6,648	地域住民が主体となって、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活が続けられる地域・社会づくりの取組に対して支援	福祉保健課
【再掲】バリアフリー環境整備事業補助金	500	高齢者や障がい者等の利用に配慮した建築物の整備を促進するため、バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準を満たしている認定建築物の整備に対して助成 補助率 国1/3、県1/6、市町村1/6	住まいまちづくり課
【再掲】福祉のまちづくり推進事業補助金	26,598	物品販売店、旅館、ホテル、飲食店、理・美容所、その他多数の者が利用する施設のバリアフリー化の整備に対して助成 補助率 国1/4、県1/8、市町村1/8 (H28～H31は、国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8に拡充)	住まいまちづくり課

【再掲】ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	78,560	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい者誘導ブロック、利用しやすいバス停やタクシー乗り場等の整備を実施〔具体的な整備箇所〕 ・歩道の段差解消、誘導ブロックの整備 県道米子停車場線(米子市明治町～加茂町)ほか 計5箇所 ・利用しやすいバス停整備 県道倉吉福本線(倉吉市住吉町ほか) ・利用しやすいタクシー乗り場整備 県道鳥取福部線(鳥取市今町 鳥取大丸前)	道路企画課
--------------------------------	--------	---	-------

(6) 認知症関連施策の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
認知症医療体制の充実	35,252	<ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センターによる専門医療の提供や、各専門職の知識技術向上・連携促進のため研修や連携協議会を開催 かかりつけ医による認知症の早期発見体制を整備するため、かかりつけ医に対する研修及び症例検討会の実施 介護職に対する認知症の知識・技術向上のための研修実施 	長寿社会課
認知症地域支援	1,147	市町村における認知症早期発見・予防の取り組み等の情報交換会(市町村連絡会)及び会議の開催	長寿社会課
認知症サポーターの養成等	1,123	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ・認知症サポーターの養成等 ・若年性認知症本人による起業・団体に対する講座の実施	長寿社会課
若年性認知症支援事業	4,956	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の相談窓口、集いの開催、医療支援等を実施(委託) 若年性認知症セミナーの開催 	長寿社会課

(7) 高齢者虐待防止対策用の

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
高齢者虐待防止対推進事業	4,119	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における高齢者虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村及び包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施 成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施 ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> 介護職員に対する研修や意見交換の実施 管理者等責任者向け研修会の実施 	長寿社会課

6 外国人の人権

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
国際交流財団の専門通訳(医療・コミュニティ通訳)ボランティア派遣(県補助事業)	527	関係機関または外国出身者からの要請に応じて、登録している医療通訳ボランティアを医療及び保健機関等に派遣し、医療上必要な言葉の支援を行うとともに、同じく登録しているコミュニティ通訳ボランティアを保育園・幼稚園や学校、福祉等の行政窓口へ派遣し、適切な制度説明等に必要な言葉の支援を行う。	交流推進課
国際交流財団の専門通訳(医療・コミュニティ通訳)ボランティア育成事業の実施	224	専門知識、対人援助能力などを学んだ医療及びコミュニティ通訳ボランティアの更なる資質向上を目指したフォローアップ講座を実施する。また、登録者の自発的な活動を促進するため、勉強会や意見交換会等の会場確保や講師の派遣など側面的な支援を行う。	交流推進課
ヘイトスピーチに関する国要望	—	法律による規制を国へ要望	人権・同和対策課
【再掲】企業内人権啓発推進事業	1,955	・企業人権啓発相談員(2名)が企業への推進員設置を呼びかけ。 H28年度目標値:216事業所(9事業所×12か月×2名) 参考:H27年度実績 延べ216事業所 ・事業所において公正な採用選考システムと同和問題解決のために必要な知識理解及び認識を深めてもらうため公正採用選考人権啓発推進員研修を開催 開催数:9回(3地区×3回(6月, 8月, 1月)) H28年度目標値:1,300人 参考: H27年度実績参加者:1,266人	労働政策課
・鳥取県あんしん賃貸支援事業(事業主体:鳥取県居住支援協議会)	8,580	・外国人等の民間賃貸住宅への入居を支援する不動産店及び入居を受入れる民間賃貸住宅を登録、公表 ※協力不動産店63店、あんしん賃貸住宅120棟1,179戸 ・専任の相談員による入居相談対応を実施 ・県は、協議会の会員として主体的に活動に関わるほか、協議会が実施する本事業等に係る経費の一部を補助	住まいまちづくり課
カラーUDに配慮した施設等の改善	234	H27年度に実施した公共施設、文化施設等のカラーUD調査結果を元にした事例集を作成し、関係機関に配布することで、集客施設などが案内やサイン等の改善することにより県内から「色のバリア」を取り除く取組を進める。	人権・同和対策課

(2) 生活情報の提供の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
国際交流財団の多言語情報発信(県補助事業)	1,218	① ホームページの運営 財団の事業やサービスを広く紹介したり、地域の国際交流・協力活動についての関心を高めるための情報提供、情報交換の場としてホームページを運営する。 ② 多言語メールマガジンの配信 国際交流に関するイベント情報や生活情報を掲載するメールマガジン「TIM」をPC向けに日本語で配信する。また、外国語版「Torimo」(英語、中国語、タガログ語)については携帯電話向けに配信する。また、定期的に防災に対する意識啓発となるような記事を配信する。 ③ 機関紙の発行 財団の事業や、地域の国際交流事業等の情報を提供する機関紙「とっとり国際通信」を発行する。年4回・A4 一部カラー刷 12ページ 各号2,000部 一部記事については英語・中国語でも表記	交流推進課
学校生活ガイドブックの周知	155	・主に外国籍保護者の方々に義務教育諸学校の学校生活の状況を10言語で案内。 ・平成28年度に日本語版と英語版を改訂する。	人権教育課
鳥取県ホームページにより多言語生活情報を発信	—	必要に応じて対応する。	交流推進課

防災・災害時支援事業の実施	49	大規模災害時に、災害弱者となりやすい外国出身者の不安を取り除き、外国人が防災についての知識を得たり、実際に体験してみることでいざというときに備える意識を醸成するため、日本語クラスなどを利用して防災学習を実施する。	交流推進課
翻訳支援	—	必要に応じて翻訳支援を行う。	交流推進課
【再掲】国際交流財団の専門通訳(医療・コミュニティ通訳)ボランティア派遣(県補助事業)	527	専門知識、対人援助能力などを学んだ医療及びコミュニティ通訳ボランティアの更なる資質向上を目指したフォローアップ講座を実施する。また、登録者の自発的な活動を促進するため、勉強会や意見交換会等の会場確保や講師の派遣など側面的な支援を行う。	交流推進課
国際交流財団の国際交流コーディネーター配置(県補助事業)	4,839	英語圏、中国語圏のコーディネーターを配置し、日常生活等への各種相談を面談や電話により実施	交流推進課

(3) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	—	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課
【再掲】国際交流財団の国際交流コーディネーター配置他(県補助事業)	527	・国際交流コーディネーターの配置(英語、中国語)。倉吉事務所・米子事務所においても相談日を設け対応している。 ・各市町村等に外国人支援・窓口を設置する。	交流推進課

(4) 教育・啓発の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	—	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	—	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
国際交流財団の県民の国際理解推進事業(県補助事業)	10,215	① ワールドアラカルトの実施 鳥取空港「空の日」のイベント(9月20日前後)にあわせて、多様な文化への理解を深めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供する。 ② 子どものための異文化理解体験講座の実施 小学校に、外国人講師を派遣し、外国文化を紹介すると共に世界の中の日本について考える出前講座実施する。 ③ 国際交流フェスティバルの実施 県民と在住外国出身者との協働による異文化理解の促進を目指して、県内三地区で国際交流フェスティバルを実施する。(東部12月、中部11月、西部9月を予定) ④ 多文化共生出前講座の実施 公的機関や民間団体などが主体となって実施される研修会等に講師を派遣し、多文化共生社会の実現に向けて広く意識啓発を図る出前講座を実施する。 ⑤ 米国バーモント州との青少年交流促進事業の実施 国際的視野をもった青少年の育成を図るとともに、鳥取県と米国バーモント州とのさらなる交流を促進するため、県内の高校生等をバーモント州に派遣する。また、同州の高校生を県内に受け入れ、鳥取県の自然・歴史・文化などの体験プログラム、ホームステイ、高校の授業参加などを通じた相互交流事業を展開する。(受入:4月17日～25日、派遣:10月下旬を予定) ⑥ 多文化共生ネットワーク構築事業 行政・教育・民間団体と連携して、在住外国人との意見交換の場として「多文化共生ネットワーク会議(仮称)」を運営し、多文化共生の推進に資する協働事業を県内三地域で実施する。	交流推進課
国際交流財団の日本語クラス運営(講師、ボランティアの養成含む)県補助事業)	1,177	外国出身者が自立した生活をおくる一助となるよう、専任講師とボランティアによるクラス形式のレベル別日本語教室を運営する。	交流推進課

(5) 外国人児童生徒に対する教育の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】国際交流財団の専門通訳(医療・コミュニティ通訳)ボランティア派遣(県補助事業)	527	関係機関または外国出身者からの要請に応じて、登録している医療通訳ボランティアを医療及び保健機関等に派遣し、医療上必要な言葉の支援を行うとともに、同じく登録しているコミュニティ通訳ボランティアを保育園・幼稚園や学校、福祉等の行政窓口へ派遣し、適切な制度説明等に必要な言葉の支援を行う。	交流推進課
【再掲】国際交流財団の専門通訳(医療・コミュニティ通訳)ボランティア育成事業の実施	224	専門知識、対人援助能力などを学んだ医療及びコミュニティ通訳ボランティアの更なる資質向上を目指したフォローアップ講座を実施する。また、登録者の自発的な活動を促進するため、勉強会や意見交換会等の会場確保や講師の派遣など側面的な支援を行う。	交流推進課
【再掲】国際交流財団の国際交流コーディネーター配置(県補助事業)	4,839	英語圏、中国語圏のコーディネーターを配置し、日常生活等への各種相談を面談や電話により実施	交流推進課
【再掲】国際交流財団の日本語クラス運営(講師、ボランティアの養成含む)県補助事業)	1,177	外国出身者が自立した生活をおくる一助となるよう、専任講師とボランティアによるクラス形式のレベル別日本語教室を運営する。	交流推進課

(6) 外国人の社会参画の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
国籍要件を設けず採用試験を実施。(県職員)	-	-	人事企画課
パートナー県政推進会議	828	鳥取県民参画基本条例の理念を具現化し、パートナー県政の実現のため、在住外国人や若者を含め幅広い県民の皆さんに集まっていただき、県政参画のあり方を議論(H27年2回実施)	県民課
【再掲】国際交流財団の県民の国際理解推進事業(県補助事業)	10,215	<p>① ワールドアラカルトの実施 鳥取空港「空の日」のイベント(9月20日前後)にあわせて、多様な文化への理解を深めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供する。</p> <p>② 子どものための異文化理解体験講座の実施 小学校に、外国人講師を派遣し、外国文化を紹介すると共に世界の中の日本について考える出前講座実施する。</p> <p>③ 国際交流フェスティバルの実施 県民と在住外国出身者との協働による異文化理解の促進を目指して、県内三地区で国際交流フェスティバルを実施する。(東部12月、中部11月、西部9月を予定)</p> <p>④ 多文化共生出前講座の実施 公的機関や民間団体などが主体となって実施される研修会等に講師を派遣し、多文化共生社会の実現に向けて広く意識啓発を図る出前講座を実施する。</p> <p>⑤ 米国バーモント州との青少年交流促進事業の実施 国際的視野をもった青少年の育成を図るとともに、鳥取県と米国バーモント州とのさらなる交流を促進するため、県内の高校生等をバーモント州に派遣する。また、同州の高校生を県内に受け入れ、鳥取県の自然・歴史・文化などの体験プログラム、ホームステイ、高校の授業参加などを通じた相互交流事業を展開する。(受入:4月17日～25日、派遣:10月下旬を予定)</p> <p>⑥ 多文化共生ネットワーク構築事業 行政・教育・民間団体と連携して、在住外国人との意見交換の場として「多文化共生ネットワーク会議(仮称)」を運営し、多文化共生の推進に資する協働事業を県内三地域で実施する。</p>	交流推進課

7 病気にかかわる人の人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファミリーーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
ハンセン病問題学習会	1,595	県内の小・中・高等学校の生徒を対象に、療養所入所者等を講師とする講演会を開催し、ハンセン病に対する知識を深める。	健康政策課
人権教育主任研究協議会の開催	-	各学校の人権教育主任を対象に、人権学習の進め方、研修企画等での工夫・改善が図られるよう研修を実施	人権教育課
性に関する指導実践研修への派遣	320	学校における性に関する指導の充実を図るため、県外研修会に希望する教職員を派遣する。	体育保健課
性に関する指導普及研修会の開催	182	性に関する指導・エイズ教育に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図る。	体育保健課
【再掲】人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	「病気と人権」をテーマにした放送を実施	人権・同和对策課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
医療安全支援センター運営事業	594	患者、家族等から医療に関する苦情・相談等を受け付け、医療機関との調整等を行うとともに、医師会等の関係団体への医療安全に関する情報提供、医療相談事例のフィードバック等を実施する。 相談窓口:医療指導課、東部福祉保健事務所及び中・西部総合事務所福祉保健局(保健所)	医療指導課
医療相談に関する研修会	312	病院の相談窓口担当者、診療所や関係団体の担当者を対象に、相談対応に関する研修や情報交換を実施する。	医療指導課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和对策課

(3) プライバシーに配慮した医療環境の整備

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
医療機関等指導経費	705	病院等に対して、個人情報保護を図るための体制整備状況を含め医療法第25条に基づく立入検査等を実施する。	医療指導課

(4) ハンセン病回復者等への支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
県民交流事業	480	一般県民から公募してハンセン病療養所を訪問し入所者との交流、理解の促進を図る。(参加者72名)	健康政策課
伝統芸能の派遣	476	入所者に鳥取の伝統芸能を楽しんでもらえるよう県内の伝統芸能を演じる団体を派遣	健康政策課
里帰り支援事業	658	里帰りを希望する入所者が郷里に気軽に里帰りできるよう経費を助成	健康政策課
療養所訪問等事業	867	本県出身者が在所するハンセン病療養施設を職員が訪問し、入所者と面談、要望聞き取りを行うほか、鳥取県の地元新聞、二十世紀梨等を送付	健康政策課

(5) HIV感染者、エイズ患者への支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
エイズ予防対策事業	8,797	<ul style="list-style-type: none"> 平日8時30分～17時15分、県庁及び各保健所に相談窓口を設置し、無料・匿名で相談対応を実施 利用者の利便性を考慮し、イベントに合わせて夜間・休日検査を実施 各保健所で指定日に無料・匿名でHIV・性感染症検査を実施。検査受検者には、正しい性行動について指導を実施 エイズ治療拠点病院等と連携し、精神的サポートが必要な受検者に対するカウンセリングを実施 エイズ治療従事者育成のため、医師・薬剤師・看護師・ケースワーカー等を研修へ派遣 県下3病院にHIV予防薬を配置し、針刺し事故後のHIV感染防止体制を整備 	健康政策課

(6) 難病患者等への支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
鳥取県難病相談・支援センター事業 ①	8,925	難病患者やその家族の療養生活上の相談に面接や訪問で応じたり、難病患者・家族の交流事業、難病患者団体活動支援、実態調査などを実施する難病相談・支援センターを鳥大医学部附属病院に委託して設置	健康政策課
鳥取県難病医療連絡協議会及び鳥取県難病相談支援センター運営協議会を開催	①・②の予算に含む	<ul style="list-style-type: none"> 難病医療拠点病院、重症難病患者医療確保協力病院、各総合事務所福祉保健局又は東部福祉保健事務所、患者団体との連携を図る会議を開催(年2回)(鳥大医学部附属病院委託) 鳥取県難病医療連絡協議会担当者、難病相談支援センター相談員、各総合事務所担当者が連携して特定疾患医療受給者への情報提供を行ったり、患者活動支援や医療相談会等を協力して実施 	健康政策課
難病患者地域支援対策推進事業を実施	795	各総合事務所福祉保健局又は東部福祉保健事務所が実施主体となり、専門の医師、看護師等による医療相談を行う医療相談事業、専門医等が訪問して相談・診療を行う訪問指導(診療)事業、保健師が訪問して相談に応じる訪問相談事業を実施	健康政策課
重症難病患者の入退院調整等を行う難病医療連絡協議会を実施 ②	7,546	重症難病患者に対し、適時に適切な入退院が行えるよう、地域医療機関と連携を図るとともに、在宅療養への移行を支援する難病医療連絡協議会を鳥大医学部附属病院委託して実施	健康政策課
在宅重症難病患者のレスパイト入院の体制を整備。	2,242	重症難病患者の介護者の負担軽減のため、レスパイト入院を各総合事務所福祉保健局と難病医療連絡協議会が連携して入院受け入れ医療機関を調整し、入院を委託	健康政策課
難病患者等ホームヘルパー養成研修を開催	107	ホームヘルパーに対し、難病患者の居宅生活を支援する能力を養成	健康政策課

8 刑を終えた人の人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
社会を明るくする運動	-	・法務大臣メッセージを更生保護関係団体から知事に対し伝達(7月) ・更生保護関係者顕彰式で“社会を明るくする運動”作文コンテストの鳥取県推進委員会委員長賞の伝達(11月)	福祉保健課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
更生保護団体助成事業 ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200	罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成	福祉保健課
地域生活定着支援センター設置事業	17,064	刑務所出所者のうち、帰住先のない高齢者、障がい者等に対して、刑務所出所前の支援(コーディネート業務)、出所後の支援(フォローアップ業務、相談支援業務、関係機関等との連携)を実施 予算:17,100千円	障がい福祉課

9 犯罪被害者等の人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
街頭広報	481 (一部)	・とっとり被害者支援センター及び県警察とともにショッピングセンター敷地内及び鳥取駅周辺でチラシ・リーフレット等を配布 ・犯罪被害者週間に合わせて、県庁舎及び各総合事務所等へのぼり旗を掲出	くらしの安心推進課
【再掲】人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	「犯罪被害者等の人権」をテーマにした放送を実施	人権・同和対策課
被害者支援を考える講演会の開催支援	481 (一部)	とっとり被害者支援センター主催の同講演会を県警察とともに共催し、開催を支援	くらしの安心推進課
鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援	481 (一部)	犯罪被害者が安心して安全して暮らせる社会の実現を目指すため、被害者支援等の講演会などを開催	くらしの安心推進課
犯罪被害者人権学習会	89	地域における犯罪被害者等への理解の促進を図るため、人権教育の推進(企画・立案)者等を対象とした研修会を開催	くらしの安心推進課
犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会	57	犯罪被害者等への円滑な支援につなげることを目的に、県及び市町村でこころの健康相談等の保健業務を行う保健師、精神保健師等を対象に、犯罪被害者支援に関する研修会を開催	くらしの安心推進課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
県庁総合相談窓口の設置・運営	481 (一部)	犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口として運営	くらしの安心推進課
とっとり被害者支援センター支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座の支援	481 (一部)	6～8月に全8回開催される標記講座のうち1回に講師として参加	くらしの安心推進課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課
警察総合相談窓口等相談体制の充実	-	警察本部及び警察署において、24時間体制で来訪、電話、メール、FAX等による手段で各種相談を受理するなど、相談体制の充実を図る。 相談業務を担当する警察職員を増員させることで、相談事案への対応を強化	生活安全企画課
カウンセリング体制の整備	-	カウンセリング支援制度の運用による被害者に対する効果的なカウンセリングの実施	警察本部 広報県民課
とっとり被害者支援センターの運営支援	-	・同センターは県の施設内に事務所を置いている。その使用料を全免。(総務課) ・同センターの県庁内における賛助会員や寄附の募集及び機関誌配布に係る事務の支援	くらしの安心推進課
	-	被害者支援団体等が主催するボランティア支援員に対する教養を実施	警察本部 広報県民課

被害者等に対する支援の充実	-	各種教養機会において、犯罪被害者等の生の声を活用するなどした犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援等の意義、二次的被害の防止等犯罪被害者等支援に関する教養の実施	警察本部 広報県民課
犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金	394	とっとり被害者支援センターが実施する、犯罪被害者等緊急避難場所確保事業(犯罪等により居宅の利用が困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な避難場所を提供するもの)の経費に対する補助	警察本部 広報県民課
とっとり被害者支援センターの運営支援	7,000	同センターが直接的支援等の事業を実施する為の経費に対する補助	警察本部 広報県民課
市町村犯罪被害者等支援担当課(室)長会議	481 (一部)	住民に最も近い支援機関たりうる各市町村の活動が充実するよう、担当課(室)長との情報共有等を図るために標記会議を開催	くらしの安心 推進課
【再掲】犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会	57	犯罪被害者等への円滑な支援につなげることを目的に、県及び市町村でこころの健康相談等の保健業務を行う保健師、精神保健師等を対象に、犯罪被害者支援に関する研修会を開催	くらしの安心 推進課
鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会	-	関係機関・団体との連携を強化し、被害者支援活動をスムーズに行うことができる体制の構築を推進する。	警察本部 広報県民課

10 性的マイノリティの人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
【再掲】人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	「性的マイノリティの人権」をテーマにした放送を実施	人権・同和対策課
性的マイノリティ(LGBT)研修会	806	・県、市町村職員(教職員含む)及び一般県民向に研修会を開催 ・リーフレットの作成	人権・同和対策課
【再掲】性に関する指導実践研修への派遣	320	学校における性に関する指導の充実を図るため、県外研修会に希望する教職員を派遣する。	体育保健課
【再掲】性に関する指導普及研修会の開催	182	性に関する指導・エイズ教育に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図る。	体育保健課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課

(2) 生活困難者への自立支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
被保護者自立(就労)支援事業の実施	5,373	就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施。予算:5,373千円(2名)	福祉保健課
生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	-	県内各福祉事務所と各職業安定所が生活保護受給者等の就労支援のための協定書を締結	福祉保健課
生活困窮者自立支援事業の実施	44,493	鳥取県生活困窮者自立支援協議会に委託し、生活困窮者に対する相談支援等を実施	福祉保健課

(3) 生活困難者への就労支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
鳥取県生活福祉・就労支援協議会への参画	-	鳥取労働局、各公共職業安定所等の雇用関係部局と県福祉関係部局で構成される協議会へ参画し、連携・協力体制を構築	福祉保健課

(4) 正規雇用に向けた就労支援

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
正規雇用1万人チャレンジ事業	1,149	若者をはじめ県内産業を担う様々な産業人材が定着できる就業環境の整備を目指し、民間との連携によって平成27年度から4年間で1万人の正規雇用創出に向けた取組を推進する。	就業支援課
正規雇用転換促進助成金事業	30,000	正規雇用1万人の実現に向けて、非正規雇用から正規雇用の転換を図るため、非正規社員から正規社員への転換を実現した事業者を助成し、正規雇用拡大を図る。 ※対象者がひとり親の場合、10万円を加算して1人につき40万円を支給	就業支援課

12 インターネットに関する人権

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】ケータイ・インターネット教育啓発推進事業	6,355	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討 ・「電子メディアとのつきあい方フォーラム」を開催し、乳幼児期からのメディアとの正しい付き合い方について広く周知・啓発を行う。 ・学校や地域等で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る。 ・県内の学校に「情報教育サポーター」を派遣し、教職員研修・授業補助等を行い、情報モラル教育支援体制を強化する。 	社会教育課
【再掲】ネットパトロール事業	1,285	<ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)やブログ、プロフ、家出サイトなどへの児童生徒の書き込みに対する監視 ・パトロールの対象は、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒による書き込みと推測されるもので、月10日程度実施 ・不適切な書き込み等を発見した場合には、県教育委員会から市町村教育委員会に報告 	いじめ・不登校総合対策センター
	—	<ul style="list-style-type: none"> 各私立中・高等学校において情報モラル等についての講演会を実施 ・ネットパトロールと連携し、各私立中・高等学校での生徒指導に協力 	教育・学術振興課
【再掲】人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	<ul style="list-style-type: none"> ・「インターネットにおける人権」をテーマにした放送を実施 	人権・同和対策課
教職員を対象とした情報モラル教育	59,702 (一部)	教職員研修の基本研修(初任者・5年目、10年経験者)、管理職研修、専門研修(「実践的な情報モラル指導」研修)で情報モラルに関する研修を実施する。	教育センター
	—	<ul style="list-style-type: none"> 県NIE実践校の取組(智頭農林高校) 新聞記事を生徒が分かるように構造図化して記事の全体像を把握させるとともに、複数の新聞を比較することで、報道されている内容が違うことに気づかせ、新聞を批判的な視点で見る必要性を理解させる取組。 	高等学校課
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各私立中・高等学校においてメディアリテラシー教育を実施 ・私立中・高等学校の教職員を対象に教育センター実施の研修に参加 	教育・学術振興課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	—	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実 	人権教育課
情報モラル教育推進事業	2,580	<ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間を見通したモデルカリキュラムを作成する。 ・「情報モラル教育校内研修用DVD(鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアム作成)」を活用した実践を行う。 ・授業公開による先進的取組の公開及びHPでの発信を行う。 ・家庭、地域と連携した取組を推進していく。 ・中学校区連絡協議会を設置し、小中連携した実践を行う。 	小中学校課

(2) 相談支援体制の充実

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	11,919	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課

(3) インターネット上での人権侵害行為への対応

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】差別事象検討小委員会の実施	287	人権課題について広く議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会で差別事象の分析や対応案の検討等について意見をいただく。(年5回程度実施)	人権・同和対策課
国要望	—	(総務省・法務省)インターネット上の差別書き込み等への対応 人権上問題があると認識した事象に対し、プロバイダへの削除要請及び国への法律改正を要望	人権・同和対策課

(4) 青少年の健全な育成のための環境整備

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】青少年健全育成条例施行費	1,727	青少年の健全育成を図るため、鳥取県青少年健全育成条例を適正に運用し、良好な社会環境の形成促進する。 ○有害図書類指定審査会の開催 ○健全育成協力員50名を配置 ○青少年健全育成条例及びペアレンタルコントロールの普及啓発	青少年・家庭課
【再掲】ケータイ・インターネット教育啓発推進事業	6,355	・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討 ・「電子メディアとのつきあい方フォーラム」を開催し、乳幼児期からのメディアとの正しい付き合い方について広く周知・啓発を行う。 ・学校や地域等で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る。 ・県内の学校に「情報教育サポーター」を派遣し、教職員研修・授業補助等を行い、情報モラル教育支援体制を強化する。	社会教育課
	—	ネットパトロール事業と連携	教育・学術振興課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会への支援	—	・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を実施 ・PTA人権学習プログラムの提供や、ファシリテーターとして研修を支援	人権教育課
【再掲】ネットパトロール事業	1,285	・学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)やブログ、プロフ、家出サイトなどへの児童生徒の書き込みに対する監視 ・パトロールの対象は、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒による書き込みと推測されるもので、月10日程度実施 ・不適切な書き込み等を発見した場合には、県教育委員会から市町村教育委員会に報告	いじめ・不登校総合対策センター

13 ユニバーサルデザインの推進

(1) 教育・啓発の推進

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
【再掲】学校・社会教育におけるUD学習会	558	教育委員会との連携による出前授業の実施及び鳥取県人権文化センターが企画する夏休みUD体験学習との連携によりUDの普及啓発を図る。	人権・同和対策課

(2) カラーUDの推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】色づかいの配慮や大切さを学ぶセミナー	490	一般県民、自治体職員、企業関係者等がカラーUDの大切さを学び施策の推進、日々の生活や地域・企業活動などでカラーUDの考え方を活かすきっかけとするためのカラーUDセミナーの実施と色覚問題を知らない教員が多くなり、色弱の子どもへの「色づかいの配慮」が薄れている状況にあるため、教員に対し、カラーUDの専門家を講師に、研修会を実施することで、学校現場へのカラーUDの普及を図る。	人権・同和対策課

(3) 関係機関等との連携

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】UDの大切さ必要性を学ぶ講座	100	市町村等と連携し、地域、団体、企業等へのUD出前講座の募集を行うと同時に、UDの認知度の低い高齢者の集まりに積極的に出かけるなどし、UDの認知度向上を積極的に図っていく。	人権・同和対策課

(4) 公共施設のUD化の推進

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	78,560	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい者誘導ブロック、利用しやすいバス停やタクシー乗り場等の整備を実施。 [具体的な整備箇所] ・歩道の段差解消、誘導ブロックの整備 県道米子停車場線(米子市明治町～加茂町)ほか 計5箇所 ・利用しやすいバス停整備 県道倉吉福本線(倉吉市住吉町ほか) ・利用しやすいタクシー乗り場整備 県道鳥取福部線(鳥取市今町 鳥取大丸前)	道路企画課
【再掲】カラーUDに配慮した施設等の改善	234	H27年度に実施した公共施設、文化施設等のカラーUD調査結果を元にした事例集を作成し、関係機関に配布することで、集客施設などが案内やサイン等の改善することにより県内から「色のバリア」を取り除く取組を進める。	人権・同和対策課

14 様々な人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

(単位:千円)

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
指導資料(教職員用)「拉致問題に対する理解を深めるために」の活用	-	人権教育主任研究協議会で活用を依頼	人権教育課
拉致問題啓発事業	1,573	・「拉致問題の早期解決を願う県民のつどい」を開催 ・拉致問題出前説明会 県内公民館、学校等 ・拉致問題啓発パネルの巡回展示	人権・同和対策課
拉致被害者等帰国時支援事業	9,205	鳥取県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支体制を構築する。(・拉致被害者等の東京滞在中の支援 ・東京等への職員派遣 ・帰郷時セレモニー等に係る支援 ・通訳・生活相談員等等派遣 ・生活再建支援等)	人権・同和対策課
国への要望活動	-	拉致被害者の早期帰国に向け、国要望を行う。	人権・同和対策課

(2) 東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
被災者支援事業 (被災者向け民間賃貸住宅借上げ事業)	888	東日本大震災の影響により、本県へ避難された世帯に対し、県営住宅、県職員住宅及び民間賃貸住宅を借上げて提供 ※予算は民間賃貸住宅の借上げに要する費用	住まいまちづくり課
東日本大震災避難者生活再建支援事業	9,631	〇とっとり震災支援連絡協議会へ業務委託 ・避難者の自立支援(交流会や戸別訪問の実施、相談窓口の設置等) ・避難者支援の基盤づくり(関係機関の調整、情報交換等) ・啓発(フォーラム、出前講演の実施) ・広報(Webサイト、広報誌による情報発信、支援制度の周知)	総務課
良好な避難所推進事業	771	一般避難所において良好な生活環境を確保することを目的に、女性や高齢者、外国人等への配慮も踏まえながら、当事者等から意見を聞き、課題と対策をとりまとめる。	危機管理政策課
「避難所運営リーダー養成」モデル事業	600	県と市町村で共同して避難所運営指針を作成することで、市町村の避難所運営マニュアル作成を促進するとともに、市町村が住民を避難所のリーダーとして育成できるよう、市町村職員向けの指導者研修を実施する。なお、実施に当たっては、上記の「良好な避難所推進事業」で得られた、女性や高齢者、外国人等への配慮すべき事項について留意しつつ事業を行う。	危機管理政策課
熊本地震の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討事業	320	県内の要支援者が避難生活を安心しておくことができるために、福祉避難所の課題に係る対策等について市町村等関係者とともに検討を行い、今後の災害に備える。	福祉保健課

(3) アイヌの人々

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
【再掲】人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」	1,892	「アイヌの人々」をテーマにした放送を実施	人権・同和对策課

(4) 個人情報の保護

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
個人情報保護支援	971	・新規採用職員研修、実務講座等において、個人情報保護に関する講義を行い、職員への意識啓発に努めるとともに、適正な管理指導を実施 ・県民等からの問合せに対応するとともに、依頼があれば一般県民等を対象とした研修会に講師を派遣する等、意識啓発を実施	県民課
【再掲】本人通知制度周知	-	・人権情報誌「ふらっと」の平成28年7月発行版に、本人通知制度についての紹介記事を掲載 ・本人通知制度の紹介を記載している「身元調査をしない、させない、許さない」リーフレットを各種会議の場などを通じて市町村などへ配布	人権・同和对策課

(5) 職場における人権問題

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課
労働問題相談	25,271	県が委託している鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)において、各種労働問題の相談に応じる。	労働政策課
就職機会均等に向けた人権啓発推進員の設置	840	企業人権啓発相談員2名が、企業への公正採用選考人権啓発推進員の設置促進や、企業内人権同和問題啓発に関する相談、助言を実施 H28年度目標値：216事業所(9事業所×12か月×2名)	労働政策課

(6) ひきこもりの状態にある人の人権

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権教育基本方針(第1次改訂)の周知	-	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知	人権教育課
【再掲】市町村での小地域懇談会等への支援 【再掲】PTA人権研修会等への支援	-	・市町村が実施する各種研修機会への支援 ・PTA人権教育プログラムの提供、ファシリテーター研修を実施するなどの社会教育における取組の充実	人権教育課

若者サポートステーション運営事業	22,386	他者とのコミュニケーションが上手く取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就業が困難な若者が本県でも増加しつつある状況に対応し、若者の就業意欲・就職率の向上を図るために、国に認定された「若者サポートステーション(鳥取・米子)」事業の一部を委託する。	就業支援課
ひきこもり社会参加事業	13,647	とっとりひきこもり生活支援センター委託事業の実施	健康政策課
【再掲】生活困窮者自立支援事業の実施	44,493	鳥取県生活困窮者自立支援協議会に委託し、生活困窮者に対する相談支援等を実施	福祉保健課

(7) 総合

施策(事業)名	H28予算額	H28年度事業予定(目標値等)	担当課
【再掲】人権尊重の社会づくり相談ネットワーク	—	県民からの人権相談に総合的に対応するために、相談窓口・相談員を設置	人権・同和対策課

人権関係年表

「人権全般」国内外の動き

年	国連等	国	県
1947(昭 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「教育基本法」施行	
1948(昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1949(昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950(昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行	
1951(昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「社会福祉事業法」施行	
1953(昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1954(昭 29)	「無国籍者の地位に関する条約」採択		
1959(昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1963(昭 38)		「老人福祉法」施行	
1964(昭 39)		「母子福祉法」施行	
1965(昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和对策審議会答申」	
1966(昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」採択		
1967(昭 42)	「難民の地位に関する議定書」採択		
1968(昭 43)	「国際人権年」		
1969(昭 44)		「同和对策事業特別措置法(同対法)」施行	
1973(昭 48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
1975(昭 50)	「障害者の権利に関する宣言」採択		「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979(昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「国際人権規約(A規約、B規約)」批准 同対法改正(3年延長)	
1980(昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		
1981(昭 56)		「難民の地位に関する条約」加入 法律の名称を「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ改正(※1)	
1982(昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984(昭 59)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択		
1985(昭 60)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	「女子差別撤廃条約」批准	
1987(昭 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	
1989(平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1990(平 2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1992(平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1993(平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言		「人権尊重の県」宣言県議会採択

年	国連等	国	県
	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連人権高等弁務官の設置を決定(設置は1994(平成6)年)		
1994(平6)		「子どもの権利条約」批准	
1995(平7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004) 「世界の先住民の国際年の10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「鳥取県同和教育基本方針」一部改正(※2)
1996(平8)			「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
1997(平9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「鳥取県人権施策基本方針」策定 「鳥取県人権文化センター」設立
1998(平10)	「国際刑事裁判所に関するローマ規定」採択	法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	
1999(平11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択 世界環境フォーラムにおいて「グローバル・コンパクト」提唱	人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「拷問等禁止条約」加入	「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」策定
2000(平12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「社会福祉法」施行	
2001(平13)		人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申	
2002(平14)	「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地対財特法」失効	「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」設置
2003(平15)	「国際識字の10年」(2003～2012)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	
2004(平16)	「人権教育のための世界計画」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表	「鳥取県人権施策基本方針」第1次改訂(※3) 「鳥取県人権教育基本方針」策定
2005(平17)	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画スタート(2005年～2009年)北朝鮮人権状況決議」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」公表	
2006(平18)	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「国連人権理事会」設置	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007(平19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
2008(平20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」公表	「鳥取県将来ビジョン」制定
2009(平21)		「強制失踪条約」批准	
2010(平22)	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画スタート(2010年～2014年)」		「鳥取県人権施策基本方針」第2次改訂(※4)

年	国連等	国	県
2011(平 23)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(※5)	
2012(平 24)			「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂(※6)
2014(平 26)		「障害者権利条約」批准 「ハーグ条約」発効 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※7)	
2015(平成27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行 「公職選挙法」改正(※8)	
2016(平 28)		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行	

批准・・・ 署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い、条約に拘束されることについて同意を与えること

加入・・・ 条約に署名していない場合に、条約の規定に拘束される意思があることを正式に宣言する行為。署名のために解放される期間が終了した後に条約を締結する場合には、条約に署名することができないので、必然的に批准等ではなく加入等の手続をとることとなる

- ※1・・・ 対象者に寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合)を追加
- ※2・・・ 部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため一部改正(人権教育基本方針より引用)
- ※3・・・ 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」(平成11(1999)年2月)の内容を踏まえた改訂
- ※4・・・ 新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどした改訂
- ※5・・・ 各人権課題に対する取組に、北朝鮮当局による拉致問題等に対する理解を深めるための取組等を追加
- ※6・・・ これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育の一層の推進を図るとした改訂(人権教育基本方針第1次改訂より引用)
- ※7・・・ 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加
- ※8・・・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ

「同和問題」国内外の動き

年	国連等	国	県
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和対策審議会答申」	
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1975 (昭 50)			「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979 (昭 54)		「同対法」改正(3年延長)	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984 (昭 59)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における啓発活動のあり方について)	
1986 (昭 61)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1987 (昭 62)		「地域改善対策啓発指導指針」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 「えせ同和行為対策大綱」策定	
1991 (平 3)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後の地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1992 (平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1994 (平 6)			「同和対策総合計画」を策定
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「同和問題啓発方針」を策定 「鳥取県同和教育基本方針」一部改正
1996 (平 8)		地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定)	「これからの同和対策の基本方針」策定
1997 (平 9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「同和対策総合計画」を改訂 「同和対策実施計画」を策定
1999 (平 11)			「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」を
2000 (平 12)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001 (平 13)	国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」において「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択		
2002 (平 14)		「地対財特法」失効(※1)	「今後の同和問題のあり方」策定(※2)
2010 (平 22)	国連の「人種差別撤廃委員会」が、部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関を指定することなどを勧告		
2011 (平 23)			「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」及び「宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン」の策定
2014 (平 26)	自由権規約委員会が、日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱導するすべてのプロパガンダ(宣伝)の禁止等について勧告		

※1… 地対財特法は2002(平成14)年3月末に有効期限を迎え、国においては、「特別対策の法令上の根拠がなくなることにより、平成14年度以降は、施策ニーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般対策によって対応」することとされた

※2… 2002(平成14)年3月に地対財特法が失効するに伴い、その後の県の同和対策のあり方を示したものの、「本県においては、『差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について、適切に対応していく』こととし、今後も同和行政を積極的に推進していくものである。」とした

「男女共同参画に関する人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1953 (昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1957 (昭 32)		「売春防止法」施行	
1967 (昭 42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972 (昭 47)		「勤労福祉婦人法」施行	
1975 (昭 50)	「国際婦人年」	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の10年」を宣言		
1977 (昭 52)		婦人問題の課題及び策定の方向、目標を明らかにするため「国内行動計画」策定 (S52～S62)	
1979 (昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(※1)		
1980 (昭 55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭 56)		婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」策定 (S56～S61)	
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (S63～65年まで対象)	
1991 (平 3)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 「新国内行動計画(第一次改訂)」策定 (H3～H7)	「とっとり女性プラン」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 (平 6)	「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択	「婦人問題企画推進本部」に代え、「男女共同参画推進本部」を内閣に設置	
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択		
1996 (平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「とっとり男女共同参画プラン」策定
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正(※2)	
2000 (平 12)	「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「社会福祉法」施行	

年	国連等	国	県
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 内閣府に男女共同参画局設置	「鳥取県男女共同参画推進条例」施行 「鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)」開設 「鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H13年度~18年度)
2002 (平 14)		「育児・介護休業法」改正(※3)	「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」開設
2003 (平 15)		「次世代育成支援対策推進法」施行	
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 「DV防止法」改正(※4)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV被害者支援計画)」策定
2005 (平 17)	第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合(※5)	「育児・介護休業法」改正(※6) 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平 18)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	「とっとり女性史 戦後からの歩み」刊行
2007 (平 19)		「男女雇用機会均等法」改正(※7) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H19年度~23年度)
2008 (平 20)		「DV防止法」改正(※8)	
2010 (平 22)	第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合	「育児・介護休業法」改正(※9) 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「DV被害者支援計画」第2次改訂
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	
2012 (平 24)			「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H24年度~28年度)
2013 (平 25)		「ストーカー規制法」改正(※10)	
2014 (平 26)		「DV防止法」改正(※11)	
2015 (平 27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	イクボスとっとり共同宣言
2016 (平 28)			「DV被害者支援計画」第3次改訂

- ※1・・・ 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている
- ※2・・・ (1)それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止 (2)女性のみの募集・女性優遇も原則禁止 (3)違反に対し企業名公表という制裁措置の創設 (4)調停の申請には「相手の同意」が不要になったこと (5)ポジティブ・アクションの創設 (6)セクシュアル・ハラスメントに関する規定の創設
- ※3・・・ 時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ、転勤配慮などが盛り込まれる
- ※4・・・ (1)裁判所が発令する保護命令の対象を子どもや元配偶者まで広げることとし、また配偶者からの暴力は、「精神的暴力・性的暴力」を含むものと改正
(2)接近禁止命令:加害者が子どもと配偶者または元配偶者に6ヵ月間近づくことを禁止
(3)退去命令:2ヵ月間に延長

- ※5・・・「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容
- ※6・・・休業対象者拡大(有期雇用者など)、1歳6ヶ月までの育休期間延長措置、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設などが盛り込まれる
- ※7・・・(1)性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化
- ※8・・・保護命令制度の拡充
 - (1)生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - (2)電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等⑦名誉を害する事項を告げること等⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
 - (3)被害者の親族等への接近禁止命令
- ※9・・・パパ・ママ育休プラス、専業主婦除外規定廃止、育児短時間勤務制度・所定外免除の義務化、介護休暇創設などが新たに追加
- ※10・・・(1)拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に加える
(2)申出をした者の住所・居所だけでなく、加害者の住所・居所、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長等も、禁止命令、警告又は仮の命令等を行うことができる
(3)警告や禁止命令等をしたとき、警察及び公安委員会等は速やかに申出をした者に通知しなければならない。また、申出を受けたにもかかわらず警告や禁止命令等を出さない場合は、警察及び公安委員会等はその理由を申出をした者に書面で通知しなければならない
(4)国・地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めなければならないこと、また、ストーカー行為等防止啓発・防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないこととする
- ※11・・・法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大

「障がいのある人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「身体障害者雇用促進法」施行	
1970 (昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択		
1976 (昭 51)		「身体障害者雇用促進法」改正 (※1)	
1981 (昭 56)	「国際障害者年」		
1982 (昭 57)	「国連障害者の10年」(1983～1992)の 宣言 「障害者に関する世界行動計画」の策定	「障害者対策に関する長期計画」(1982 ～1992)	
1987 (昭 62)		法律の名称を「身体障害者雇用促進法」 から「障害者の雇用の促進等に関する 法律(障害者雇用促進法)」へ改正(※ 2) 法律の名称を「精神衛生法」から「精神 保健法」へ改正(※3)	
1989 (平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権 利条約)」採択		
1993 (平 5)	「障害者の機会均等化に関する標準規 則」の採択 「アジア太平洋障害者の10年」(1993～ 2002)	「障害者対策に関する新長期計画(障害 者基本計画)」(1993～2002) 法律の名称を「心身障害者対策基本法」 から「障害者基本法」へ改正(※4)	「鳥取県障害者計画」策定
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用で きる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)」施行 「子どもの権利条約」批准	県職員採用試験において身体障がい者 採用枠を設定
1995 (平 7)		「障害者プラン(ノーマライゼーション7か 年戦略)」策定 「精神保健法」から「精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(精神保健福 祉法)」へ改正(※5)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1997 (平 9)			「鳥取県障害者計画7か年重点計画」策 定
1998 (平 10)		法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から 「知的障害者福祉法」へ改正(※6)	
1999 (平 11)		「精神保健福祉法」改正(※7)	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部 を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機 関を利用した移動の円滑化の促進に関 する法律(交通バリアフリー法)」施行 「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「身体障害者補助犬法」施行(※8)	

年	国連等	国	県
2003 (平 15)	「アジア太平洋障害者の10年」を延長 (2003～2012)	「障害者基本計画(第2次計画)」(2003～2012) 支援費制度(措置から契約へ)の施行	
2004 (平 16)		「障害者基本法」改正(※9)	「鳥取県障害者計画(新計画)」策定
2005 (平 17)		「発達障害者支援法」施行(※10)	
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択	「障害者自立支援法」施行(※11) 「精神保健福祉法」改正(※12) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※13) 「教育基本法」改正(※14)	「鳥取県障害者福祉計画」策定(3年毎見直し)
2007 (平 19)		「障害者権利条約」署名 「重点施策実施5か年計画」 「学校教育法」改正(※15)	
2008 (平 20)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」発効	「身体障害者補助犬法」改正(※16)	「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「障害者雇用促進法」改正(※17)	「あいサポート運動」スタート 「ハートフル駐車場」利用証制度スタート
2010 (平 22)		「障害者自立支援法」改正(※18)	
2011 (平 23)		「障害者基本法」改正(※19)	
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行(※20)	「第3期鳥取県障害者福祉計画」
2013 (平 25)		「障害者基本計画(第3次計画)」(2013～2017) 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行(※21) 法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※22) 「学校教育法施行令」改正(※23)	「鳥取県手話言語条例」施行
2014 (平 26)		「障害者権利条約」批准	県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」公表 第1回「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」開催
2015 (平 27)			「鳥取県障がい者プラン」策定 「鳥取県手話施策推進計画」策定
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行(※24) 「障害者雇用促進法」改正(※25)	

※1… 身体障がいの法定雇用率を「努力義務」から「義務」に強化

※2… 法律の対象を知的障がい者にも広げるとともに、障がい者雇用率の算定に関して特例子会社制度が法制化された

※3… 法律の目的として社会復帰の理念が初めて明記され、入院患者の人権擁護に関して本人の同意に基づく任意入院制度が創設され、精神障害者社会復帰施設制度が創設された

※4… 法律の目的に障がい者の自立と社会参加の促進を規定し、法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい又は精神障がいとすることや、「障害者の日」を定めること等が規定された

- ※5… 平成5年に成立した障害者基本法において精神障がい者が基本法の対象として明確に位置づけられたことを受けて、精神障害者保健福祉手帳の創設や社会適応訓練事業の法定化、精神保健指定医制度の充実など福祉の充実を図ることとした
- ※6… 精神薄弱の用語を「知的障害」に改めるとともに、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、知的障がい者の福祉の充実を図ることとした
- ※7… 精神科病院の人権侵害事件や不祥事の再発を防止し、精神障がい者の人権保護をさらに強化するため、精神医療審査会の機能強化、精神科病院に対する指導監督の強化等を図った
- ※8… 「身体障害者補助犬」を盲導犬・介助犬・聴導犬の三種とし、公共施設や公共交通機関等への補助犬同伴受け入れをその設置者等に義務付けるとともに、補助犬を同伴する者の行動管理・衛生管理に関する義務等が規定された
- ※9… 目的規定において障がいのある人の自立や社会参加の支援等が示され、基本理念として障がいを理由とする差別等の禁止が規定されたほか、「障害者週間」の設置、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務等が規定された
- ※10… 発達障がいを早期に発見し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育等における支援を図るため、発達障がいの定義、ライフステージを通した一貫した支援、関係機関の連携、理解の促進、専門家の養成等について定められた
- ※11… 障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類によって異なっていた各種福祉サービスを一元化して地域生活中心のサービス体系へ再編するとともに、サービスの実施主体を住民に一番身近な市町村に一元化した
- ※12… 障害者自立支援法に移行した福祉サービスに関する項目を削除するとともに、精神保健医療福祉の改革ビジョン等に基づき、改善命令に従わない病院名の公表、入院患者の処遇改善、市町村が行う相談体制の強化、病名の「統合失調症」への変更等が規定された
- ※13… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※14… 「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある児童生徒等についても、その障がいの状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が新たに明記された
- ※15… 障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の盲・ろう・養護学校制度を特別支援学校の制度に転換するとともに、小・中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに位置付けられた
- ※16… 都道府県等への相談窓口の設置、一定規模以上の民間企業に対する補助犬使用勤務者の受け入れ義務化等が規定された
- ※17… 意欲・能力に応じた障がい者の雇用機会の拡大を図るため、障害者雇用納付金制度が適用される対象の一定規模以上の中小企業への拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が規定された
- ※18… 地域における障がい者等の支援体制の充実を図るため基幹相談支援センターの設置や、関係者により構成される自立支援機関の法定化、支援決定プロセスの見直し等を行うとともに、利用者負担における応能負担の原則や発達障がいがこの法律の対象となることが明確化された。
- ※19… 国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と拡大するとともに、社会的障壁の除去についての合理的配慮の概念が導入された
- ※20… 障がいのある人に対する家庭や施設等での虐待が社会問題化する中で、障がい者虐待の定義と類型を定めるとともに、国等の責務、早期発見の努力義務、障害者虐待防止等に係る具体的スキーム、学校や医療機関等の管理者に対する防止措置の義務付け等が規定された
- ※21… 平成25年7月1日以降に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなることともに、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち合わせる等公正な実施確保の努力義務が規定された
- ※22… 地域社会における共生の実現に向けて重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大など障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の範囲に難病等を加えた
- ※23… 学校施設のバリアフリー化や平成23年8月の障害者基本法改正等を踏まえて、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、市町村教育委員会が個々の児童生徒の障がいの状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた
- ※24… 障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、相談・紛争解決の体制整備等が規定された
- ※25… 雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが規定された

「子どもの人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1948 (昭 23)		「児童福祉法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言(児童権利宣言)」採択		
1979 (昭 54)	「国際児童年」		
1980 (昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		「鳥取県青少年健全育成条例」制定
1987 (昭 62)		「民法」改正(※1)	
1989 (平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1994 (平 6)		「子どもの権利条約」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」	
1999 (平 11)	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定	
2000 (平 12)	「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 「少年法」改正(※2) 「社会福祉法」施行	「21世紀鳥取県教育ビジョン」策定
2001 (平 13)	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際10年」(2001～2010)		
2002 (平 14)		「新子どもプラン」策定	
2003 (平 15)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	「とっとり21世紀青少年育成基本構想」策定
2004 (平 16)		「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」改正(※3) 「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(※4) 「子ども・子育て応援プラン」策定	
2005 (平 17)			「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」策定
2006 (平 18)		「教育基本法」改正(※5) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行	
2007 (平 19)		「少年法」改正(※6)	
2008 (平 20)		「児童虐待防止法」改正(※7) 「児童福祉法」改正(※8) 「出会い系サイト規制法」改正(※9)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※19)
2009 (平 21)		「児童福祉法」改正(※10)	
2010 (平 22)		「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・子育てビジョン」策定	「子育て王国とっとりプラン」策定
2011 (平 23)	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択		「青少年健全育成条例」改正(※20)
2012 (平 24)		「民法」改正(※11) 「児童福祉法」改正(※12) 「子ども・子育て支援法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」改正(※13) 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	「とっとり若者自立応援プラン」策定

	国連等	国	県
2013(平 25)		「ハーグ条約」批准 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約実本法)」施行 「子どもの貧困対策推進法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめ防止等のための基本的な方針」策定 「民法」改正(※14)	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」施行 「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
2014(平 26)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」改正(※15) 「児童買春、児童ポルノ禁止法」改正(※16)	「子育て王国とっとり条例」施行 「子育て王国推進指針」策定 「青少年健全育成条例」改正(※22)
2015(平 27)		「児童福祉法」改正(※17) 「公職選挙法」改正(※18)	「鳥取県社会的養護推進計画」策定 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」 「とっとり若者自立応援プラン」改訂
2016(平 28)		「児童福祉法」改正(※19)	

- ※1・・・ 特別養子制度を新設
- ※2・・・ 刑事処分の可能年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ。また、16歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官への逆送を原則とした改正
- ※3・・・ 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国の将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことと明記され、児童虐待の定義の見直し、通告義務の対象拡大並びに国及び地方公共団体の責務が早期発見から自立支援までとされるなどとした改正。これにあわせ「児童福祉法」も改正
- ※4・・・ 法定刑の引き上げ、処罰規定の新設等
- ※5・・・ 国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなど全面的に改正
- ※6・・・ 警察官が触法少年の疑いがある者を発見した場合の任意調査権を明文化し、少年や保護者を呼び出して質問できる権限を明記
- ※7・・・ 目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記され、国・地方公共団体の責務として、虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」が加えられた。また、児童相談所等の権限を強化し、立入調査に関しては、親の同意が得られない場合、一定の手順を踏んだあと裁判所の許可を得て強制立入できることとしたほか、保護者への指導や面会・通信制限の強化などの改正
- ※8・・・ 地方公共団体の「要保護児童対策地域協議会」設置を努力義務とした。「未成年後見人請求の間の親権の代行」について児童相談所長が公的な立場で職務として親権を行えるようにしたなどの改正
- ※9・・・ 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※10・・・ 子育て支援に関する事業の制度上の位置づけを明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実等
- ※11・・・ 児童虐待の防止の観点から、期限付きで親権を制限する「親権制限制度」及び親権が制限された親に代わって子どもの世話などを行う「未成年後見制度」の見直し
- ※12・・・ 障がい児を対象とした施設を、障害者自立支援法(改正後:障害者総合支援法)より児童福祉法に一本化し管理
- ※13・・・ 幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の施設として、認可や指導監督等を一本化することなどにより、その設置を促進
- ※14・・・ 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする改正
- ※15・・・ ひとり親家庭等に対する支援を拡充
- ※16・・・ 児童ポルノの所持の禁止、罰則の新設など
- ※17・・・ 難病対策の制度的基盤を確立し、難病医療費助成についての予算の義務化を規定
- ※18・・・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ
- ※19・・・ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利を有することを明確化
- ※20・・・ フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※21・・・ 青少年の深夜外出の制限について規定
- ※22・・・ ペアレンタルコントロール及びインターネットに接続機器の販売事業者に購入者への説明と書面の交付義務を規定

「高齢者の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1966 (昭 41)		「敬老の日」指定	
1972 (昭 47)		「老人福祉法」改正 …老人医療費支給制度の創設	
1982 (昭 57)	第1回高齢化問題世界会議の開催 「高齢化に関する国際行動計画」採択		
1983 (昭 58)		「老人保健法」施行	
1986 (昭 61)		「老人保健法」改正 …老人保健施設を制度化 「長寿社会対策大綱」閣議決定	
1989 (平元)		「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定 …在宅サービス、施設サービスの整備目標数値を提示	
1990 (平 2)		「老人福祉法」改正(※1)	
1991 (平 3)	「高齢者のための国連原則」採択 (5つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)	「老人保健法」改正(※2)	
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定 …在宅サービス整備目標を大幅に上方修正	
1995 (平 7)		「高齢社会対策基本法」施行(※3)	
1996 (平 8)		「高齢社会対策大綱」策定	「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正 …60歳定年制の義務化等	
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「介護保険法」施行 「社会福祉法」施行	
2001 (平 13)		「新しい高齢社会対策大綱」策定 「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者居住法)」施行(※4)	
2005 (平 17)		「介護保険法」改正(※5)	
2006 (平 18)		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行(※6) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※7)	

年	国連等	国	県
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「介護保険法」及び「老人福祉法」改正(※8)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画)」策定
2011 (平 23)		「高齢者居住安定法」改正(※9) 「介護保険法」改正(※10)	
2012 (平 24)		「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定(H25～H29)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画)」策定
2014 (平 26)		「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」施行(※11)	
2015 (平 27)		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」策定(～H37) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行(※12)	

- ※1… ゴールドプランを受けて、従来の施設ケア中心型の福祉から、在宅・地域を基盤にしたケアシステムづくりを推進する体制にシフトするため、在宅サービスの推進、在宅介護支援センターの制度化、特別養護老人ホーム等への入所決定事務の市町村への移譲、「老人保健福祉計画」(市区町村、都道府県)の策定などが規定された
- ※2… 「老人訪問看護制度(老人訪問看護ステーション)」が創設され、ゴールドプランと連動しながら在宅要介護高齢者の総合的なケア体制の拠点づくりが開始された
- ※3… 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築くことを基本指針として、国及び地方公共団体による雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境の総合的な推進が規定された
- ※4… 民間賃貸住宅居住者への支援として、高齢者向け優良賃貸住宅への補助や高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度などが実施された
- ※5… 介護給付費の急激な増加が予測される中、制度の安定的な継続を可能にするため、軽度者に対する新たな予防給付の枠組みの導入、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護等の設置、「地域包括支援センター」の創設、サービスの質の確保、向上を図るための介護支援専門員1人当たりの標準担当数の変更や事業者に対する情報公表の義務付け等が規定された
- ※6… 高齢者虐待を経済的虐待など5つに分類して定義し、虐待を発見した場合の通報や迅速な事実確認など在宅介護と施設介護における虐待防止対策が規定された
- ※7… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※8… 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などが規定された
- ※9… 高齢者向け住宅の供給について、高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化し知事の登録制度が創設された
- ※10… 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援(地域包括ケア)を推進するため、医療と介護の連携の強化や介護サービスの質の向上等を図ることとした
- ※11… 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等が定められた
- ※12… 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に対して、老齢年金生活者支援給付金(保険料納付済み期間等に応じて月額5千円まで)を支給することとした

「外国人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「出入国管理及び難民認定法(入管法)」施行	
1952 (昭 27)		「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定 「外国人登録法」施行 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択		
1966 (昭 41)		「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定の実施に伴う出入国管理特別法(入管特別法)」施行	
1975 (昭 50)	「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告(ILO)」		
1990 (平 2)	「すべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1991 (平 3)		「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」施行	
1995 (平 7)		「人種差別撤廃条約」加入	
2000 (平 12)		「外国人登録法」改正(※1)	「日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則」施行
2006 (平 18)		「地域における多文化共生プラン」策定	
2007 (平 19)		「入管法」改正(※2)	
2009 (平 21)		「国籍法」改正(※3)	
2010 (平 22)		「入管法」「入管特例法」改正(※4)	
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止に伴う「新しい在留管理制度」及び「特別永住者制度」の導入(※5)	
2014 (平 26)			「ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書」県議会採択
2016 (平 28)		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行	

※1・・・ 指紋押なつ制度の廃止

※2・・・ 外交特権を有する者、政府招待者、特別永住者及び16歳未満の者以外の外国人は、入国審査にあたって、原則として、指紋採取機による両手の人差し指の指紋採取(バイオメトリクス)と顔写真の撮影を義務化

※3・・・ 出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、父母が結婚していることという要件を削除(認知のみで国籍取得を可能に)

※4・・・ 外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度、特別永住制度の導入

※5・・・ 外国人登録法の廃止により、外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付

「病気にかかわる人の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1907 (明 40)		「癩予防ニ関する件」成立	
1916 (大 5)		「癩予防ニ関する件」改正(※1)	
1931 (昭 6)		「癩予防法」制定	
1953 (昭 28)		「癩予防法」を一部改正した「らい予防法」施行(※2)	
1972 (昭 47)		「難病対策要綱」策定	
1988 (昭 63)	WHO「世界エイズデー」提唱		
1989 (平元)		「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	
1996 (平 8)		「らい予防法」廃止	
1997 (平 9)		「医療法」改正(※3)	
1999 (平 11)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」制定 「エイズ予防法」廃止	
2001 (平 13)		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」施行	「長島愛生園と邑久光明園」知事訪問
2002 (平 14)			鳥取県ハンセン病資料集「風紋のあかり」作成
2003 (平 15)		「診療情報の提供等に関する指針」策定	「鳥取県医療相談支援センター」設置
2004 (平 16)		「医療・介護関係事業者における個人情報情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」制定	
2005 (平 17)			「鳥取県難病・相談支援センター」設
2006 (平 18)		「診療報酬」改定(※4) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正(※5) 「エイズ予防指針」改正(※6)	
2007 (平 19)		「医療法」改正(※7)	「鳥取県医療安全支援センター」設置(名称変更)
2008 (平 20)	第8回国連人権理事会で「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」設置
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行	
2010 (平 22)	第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2012 (平 24)		「エイズ予防指針」改正(※8)	
2013 (平 25)		法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※9)	「鳥取県保健医療計画」改訂(※10)
2014 (平 26)		「健康・医療戦略推進法」施行	「第3次鳥取県地域医療再生計画」変更(※11) 「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」策定
2015 (平 27)		「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「医療法」改正(※12)	

※1…療養所長に懲戒検束権を付与

※2…強制隔離継続、強制入所、患者の従業禁止、汚染場所の消毒、物件の消毒廃棄、入所者の外出禁止、所長の秩序維持を規定

※3…インフォームド・コンセント(患者に対する十分な説明と同意)の努力義務を規定

※4…セカンドオピニオンのための紹介状の作成が情報提供料として加算できることになり、保険診療報酬の評価項目として位置付けられたことで患者も医師にセカンドオピニオンを希望しやすくなった

※5…人権の尊重を明記

※6…国と地方の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、「普及啓発及び教育」「検査・相談体制の充実」「医療提供体制の再構築」などの施策に取り組むことを規定

- ※7・・・ 患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援することが規定
- ※8・・・ 「検査相談体制」の位置づけを強化
- ※9・・・ 難病患者等を法の対象に追加
- ※10・・・ 住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立
- ※11・・・ 医師・看護師の確保、在宅医療の推進、災害医療体制の充実
- ※12・・・ 医療事故に係る調査の仕組み等を確立し、医療の安全を確保

「刑を終えて出所した人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)		「犯罪者予防更生法」施行	
1950 (昭 25)		「更生緊急保護法」施行 「保護司法」施行	
1954 (昭 29)		「執行猶予者保護観察法」施行	
1996 (平 8)		「更生保護事業法」施行	
1999 (平 11)		「保護司法」改正	
2006 (平 18)		「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書	
2008 (平 20)		「更生保護法」施行 「経済財政改革の基本方針2008」(閣議決定)(※1) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議)(※2)	
2010 (平 22)			「鳥取県地域生活定着支援センター」の開設
2011 (平 23)		全都道府県に「地域生活定着支援センター」を開設	
2012 (平 24)		「再犯防止に向けた総合対策」(犯罪対策閣僚会議)	
2013 (平 25)		「更生保護法」改正 「世界一安全な日本」創造戦略(閣議決定)	
2016 (平 28)		「刑法」改正及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」施行(※3)	

※1… 再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する

※2… 高齢・障がい等により、自立が困難な出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、(刑務所に社会福祉士・精神保健福祉士を配置し、)刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域毎に1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する

※3… 受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止を目的として、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等を対象に、一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する「刑の一部執行猶予制度」を定める

「犯罪被害者等の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1981 (昭 56)		「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1985 (昭 60)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
1996 (平 8)		「被害者対策要綱」制定(警察庁)	
1998 (平 10)		「全国被害者支援ネットワーク」設立	
2000 (平 12)		「刑事訴訟法及び検察審査会法」改正(※1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行	
2001 (平 13)		「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正(※2)	
2005 (平 17)		「犯罪被害者等基本法(基本法)」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H17～H22年度)	
2006 (平 18)		「犯罪被害給付制度」改正(※3)	
2008 (平 20)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)改正(※4) 「更生保護法」施行 「被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(推進条例)」施行 「とっとり被害者支援センター」開設
2009 (平 21)		「裁判員制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」策定(計画期間H20年度～22年度)
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H23～H27年度) 「犯罪被害者支援要綱」制定(警察庁)	
2012 (平 24)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H23年度～25年度)(※6)
2013 (平 25)		「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び改正総合法律支援法」改正(※5)	
2015 (平 27)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H26年度～28年度)(※7)

- ※1・・・証人への付添いや遮へい措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減、性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等
- ※2・・・「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更
平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされた
- ※3・・・「犯罪被害者等基本計画」を受け、重傷病給付金について支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを内容とする政令改正がなされるとともに、親族の間で行われた犯罪について支給制限を緩和するための規則改正がなされた
- ※4・・・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)に変更
休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害がい者(障がい等級第1級から第3級までに該当する障がいが残った方)に対する障がい給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図った

- ※5・・・ 刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するための改正。公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに委任することとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和する
- ※6・・・ 推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定。『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施
- ※7・・・ 社会・犯罪情勢の変化に対応する個別の施策を盛り込んでいくものとした。犯罪被害者等の支援の施策の柱に、「性暴力被害者への支援」を追加し、性暴力被害者が安心して相談できる体制の構築等を推進する

「性的マイノリティの人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1990 (平 2)	世界保健機構(WHO)が国際疾病分類(ICD)第10版で、「同性愛者はいかなる意味でも治療の対象とはならない」ことを決定		
1997 (平 9)		日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」策定	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」施行	
2005 (平 17)			「人権に配慮した申請書類等にするための関係規則の整備に関する規則」施行(※1)
2008 (平 20)	国連総会で人権と性的指向・性自認に関する声明提出	「性同一性障害者特例法」改正(※2)	
2011 (平 23)	人権理事会は性的指向と性同一性に関する決議を採択		
2015 (平 27)	米国連邦最高裁が同性婚を認めない州法は違憲であると判決	東京都渋谷区において、「同性パートナーシップ条例」が成立、施行	

※1・・・ 本籍、性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る等所要の規定の整備を行う

※2・・・ 性別の取扱いの変更の審判を受ける要件として「子がいないこと」を「未成年の子がいないこと」に条件を緩和

「生活困難者の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1986 (昭 61)		「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」施行	
1993 (平 5)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	
1997 (平 9)	貧困撲滅のための国連の10年		
2000 (平 12)		「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2008 (平 20)		「パートタイム労働法」改正(※1)	
2012 (平 24)		「労働者派遣法」改正(※2) 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」改正(※3)	
2013 (平 25)		「子どもの貧困対策推進法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	
2015(平 27)		「生活困窮者自立支援法」施行 「パートタイム労働法」改正(※4) 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改訂(※5)	

- ※1… 少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のための改正
- ※2… 法律名が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的に、派遣労働者の保護のための法律であることを明記
- ※3… 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限を5年延長(平成29年8月6日までとする)
- ※4… パートタイム労働者の公正な待遇の確保・納得性を高めるための措置、パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
- ※5… 「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、ホームレス対策のうち、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施。ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期把握等を図るなど、生活困窮者一時生活支援事業等にも積極的に取り組むなどの改正

「インターネットにおける人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1980 (昭 55)			「鳥取県青少年健全育成条例」制定
2000 (平 12)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
2002 (平 14)		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」策定	
2003 (平 15)		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行	
2004 (平 16)		「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」改訂(※1)	
2007 (平 19)		プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」公表	
2008 (平 20)		「出会い系サイト規制法」改正(※2)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※3)
2009 (平 21)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行	
2013 (平 25)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(※4)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※5)
2014 (平 26)			「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※6)

- ※1… インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダーに対して情報の削除依頼があった場合の対応プロセスを明確化
- ※2… 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※3… フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※4… 被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たにストーカー規制法の規制対象として追加
- ※5… 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等及び青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、危険ドラッグ等の使用をあおるもの等を追加。
- ※6… 保護者へのペアレンタルコントロール措置の努力義務及びインターネット接続機器販売事業者の購入者へのペアレンタルコントロールに関する説明と書面の交付義務を規定

「ユニバーサルデザインの推進」国内外の動き

年	国連等	国	県
1974 (昭 49)	バリアフリーデザインに関する専門家会議においてバリアフリー提唱		
1985 (昭 60)	米ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスが、ユニバーサルデザイン提唱		
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行(※1)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)	ISO(国際標準化機構)の総会において、ユニバーサルデザインとアクセシブルデザインの原則採用とガイドライン策定		
2000 (平 12)		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行(※2)	
2002 (平 14)			イベント等を行う場合の点検項目の策定
2006 (平 18)		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※3)	
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)

※1・・・病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共的施設において、出入口、廊下、階段、エレベータ、トイレなどを高齢者や障がい者が支障なく利用できるよう対策を促すもの

※2・・・鉄道駅、空港、バスターミナル等、公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築、あるいは新車両の導入などの際のバリアフリー化を義務付けた

※3・・・高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指すもの

「様々な人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1993 (平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言		
1995 (平 7)	「世界の先住民の国際の10年」(1995～2004)		
1997 (平 9)		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
1999 (平 11)			「鳥取県個人情報保護条例」施行
2002 (平 14)		日朝首脳会談開催(※1)	
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行 (全面施行は2005年)	
2004 (平 16)		第2回日朝首脳会談(※2)	「鳥取県情報システム管理要綱」(情報セキュリティポリシー)施行
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」施行	
2006 (平 18)		「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「男女雇用機会均等法」改正(※3)	
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択	
2009 (平 21)			個別労使紛争解決支援センター設置
2011 (平 23)		東日本大震災発生 人権教育・啓発基本計画一部変更	
2014 (平 26)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※4)	
2015 (平 27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行	

※1… 北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名の帰国が実現

※2… 2002年に帰国した拉致被害者の家族が帰国

※3… (1).性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化

※4… 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加